

第3期

和歌山県教育振興基本計画

(2018年度～2022年度)

(案)

和歌山県・和歌山県教育委員会

- 目 次 -

第1章 計画の策定に当たって 1

- 第1節 計画策定の趣旨 2
- 第2節 計画の位置付け 2
- 第3節 計画の期間 2
- 第4節 計画の推進と進行管理 3
 - 1. 県民や市町村等との協働による計画の推進
 - 2. 計画の進行管理

第2章 本県教育をめぐる状況とめざす将来像 4

- 第1節 教育をめぐる国の動き 5
- 第2節 本県教育をめぐる状況 6
 - 1. 少子高齢化の進行
 - 2. グローバル化、高度情報化の進展や技術革新による社会の変化
 - 3. 家庭、地域社会の変容と子供を取り巻く状況
 - 4. 生涯学習、生涯スポーツの進展
 - 5. 大規模災害への備え
- 第3節 本県教育がめざす将来像 11

第3章 将来像の実現に向けた取組 15

基本的方向1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり

- 1. 確かな学力の向上 16
- 2. 豊かな心の育成に向けた道徳教育の充実 19
- 3. 健やかな体の育成 21
- 4. ふるさと教育の推進 24
- 5. グローバル人材の育成 26
- 6. キャリア教育・職業教育の推進 28
- 7. 幼児期の教育の充実 30
- 8. 特別支援教育の充実 32

基本的方向 2 信頼される質の高い教育環境づくり

1. いじめへの対応 …………… 34
2. 不登校への対応 …………… 36
3. 教職員の資質・能力の向上 …………… 38
4. 教職員の勤務環境の整備 …………… 40
5. 教育の情報化の推進 …………… 42
6. 学校の適正規模化への対応と施設環境の充実 …………… 44
7. 防災・安全教育の充実 …………… 46
8. 高等教育機関による地域活性化の推進 …………… 48
9. 様々な教育への取組 …………… 50

基本的方向 3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

1. きのくにコミュニティスクールの推進 …………… 52
2. 家庭・地域の教育力の向上 …………… 54
3. 青少年の健全育成と男女共同参画の推進 …………… 56

基本的方向 4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ 社会づくり

1. 生涯学習の推進 …………… 58
2. スポーツに親しむ環境づくり …………… 61
3. 競技スポーツの推進 …………… 63
4. 文化芸術に親しむ環境の充実 …………… 65
5. 文化遺産の保存と活用の推進 …………… 67

基本的方向 5 人権尊重の社会づくり

1. 学校における人権教育の推進 …………… 69
2. 地域における人権教育の推進 …………… 71
3. 学びのセーフティネットの構築 …………… 73

参考資料 「第 2 期和歌山県教育振興基本計画」の主な成果 …… 75

※年の表記について：西暦と現時点での元号（平成）により記載しています。

※「子供」等の表記について：和歌山県長期総合計画に関係する箇所では原文のまま「子ども」と記載していますが、本計画全体では「子供」としています。本計画における漢字使用は、主に「常用漢字表」（平成 22 年内閣告示第 2 号）によっています。

第1章 計画の策定に当たって

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の推進と進行管理	3
	1. 県民や市町村等との協働による計画の推進	
	2. 計画の進行管理	

第1節 計画策定の趣旨

本県では、「和歌山県教育振興基本計画」の後継計画として、2014（平成26）年に「第2期和歌山県教育振興基本計画」を策定し、「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて、総力を挙げて取り組んできました。

しかし、近年、少子高齢化やグローバル化の進展、高度情報化の加速など、社会情勢が大きく変化しているほか、学校や家庭・地域においても、不登校児童生徒数の増加や教員の急激な世代交代、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など、様々な課題が生じています。また、近い将来、南海トラフ地震の発生が予測されており、災害に対する十分な備えが必要とされています。

県においても、時代の潮流に取り残されることなく、状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、2017（平成29）年4月に今後10年間の道しるべとなる「和歌山県長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定したところであり、その中で教育分野の将来像を「未来を拓くひとを育む和歌山」としています。

こうした中、本県教育のめざす将来像を実現するため、今後5年間の取組として、その方針や重点的に実施する取組をより具体的に定めた「第3期和歌山県教育振興基本計画」を今般、新たに策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、長期総合計画が示すめざす将来像を実現するための教育部門計画として位置付けており、今後5年間の本県の教育がめざす基本的方向とその取組の内容を明らかにするものであり、教育基本法第17条第2項に基づいて定める本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画の期間

本計画の期間は2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とします。

第4節 計画の推進と進行管理

1. 県民や市町村等との協働による計画の推進

本計画を着実に推進していくために、本計画はもとより、教育施策全般に関する広報を行うとともに、県民の意見や要望等を把握し、施策への反映に努めます。

また、市町村は、小学校や中学校などの設置者として住民に最も身近な教育行政を担っていることから、常に連携・協力しながら教育施策の推進に努めます。

さらに、大学、産業界など、教育に関わる様々な機関や団体等との密接な連携・協力を一層進めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の着実な推進にあたって、実施した取組の成果を測る具体的な指標として進捗管理目標（「第3章 将来像の実現に向けた取組」に記載）を設定し、進捗状況を確認します。また、実施した取組の中には数値だけでは表せない実態もあるため、数値以外の様々な成果についても十分な確認を行います。

その上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行います。その結果については、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表します。

さらに、毎年の点検・評価において明らかになった課題等については、翌年度以降の施策の展開に反映させていきます。

なお、本計画は、本県が今後5年間に推進すべき具体的な取組について示すものですが、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ、迅速かつ柔軟に新たな課題への対応を行っていく必要があることから、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行うこととします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2章 本県教育をめぐる状況とめざす将来像

第1節 教育をめぐる国の動き	5
第2節 本県教育をめぐる状況	6
1. 少子高齢化の進行	
2. グローバル化、高度情報化の進展や技術革新による社会の変化	
3. 家庭、地域社会の変容と子供を取り巻く状況	
4. 生涯学習、生涯スポーツの進展	
5. 大規模災害への備え	
第3節 本県教育がめざす将来像	11

第1節 教育をめぐる国の動き

第3期教育振興基本計画がスタート

2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの国の第3期教育振興基本計画がスタートし、「夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育政策推進のための基盤を整備する」の5つの基本的な方針が示されています。

学習指導要領等の改訂

2017（平成29）年3月には、新たな『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、『小学校学習指導要領』及び『中学校学習指導要領』が、同年4月には、『特別支援学校幼稚部教育要領』と『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』が告示されました。『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』及び『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は2018（平成30）年度から、『小学校学習指導要領』は2020（平成32）年度から、『中学校学習指導要領』は2021（平成33）年度からそれぞれ全面実施されるとともに、『特別支援学校学習指導要領』についても、それぞれの学校に準じた形で全面実施されます。また、新たな『高等学校学習指導要領』と『特別支援学校高等部学習指導要領』についても、2022（平成34）年度から年次進行で実施されます。

幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等では、急速に変化する予測不可能な未来社会において、子供たちが自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとされています。また、その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携・協働する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされています。さらに、「知識の理解の質を高め資質・能力を育む『主体的・対話的で深い学び』の実現」や「各学校におけるカリキュラム・マネジメント（学校の教育目標の実現に向けて、子供や地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと）の確立」などが共通して示されています。

大学入試制度改革

現行の「大学入試センター試験」に代わり、2020（平成32）年度から「大学入学共通テスト」が実施されることが示されており、これまでの大学入試センター試験にはなかった記述式問題や、英語の4技能（読む・聞く・話す・書く）による評価などが導入されます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

2020（平成32）年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定しています。開催に向け、「スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上」や「障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画の定着・拡大」、「児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成」を推進していくことを目的とした「オリンピック・パラリンピック教育」への取組が必要であるとされています。

第2節 本県教育をめぐる状況

1. 少子高齢化の進行

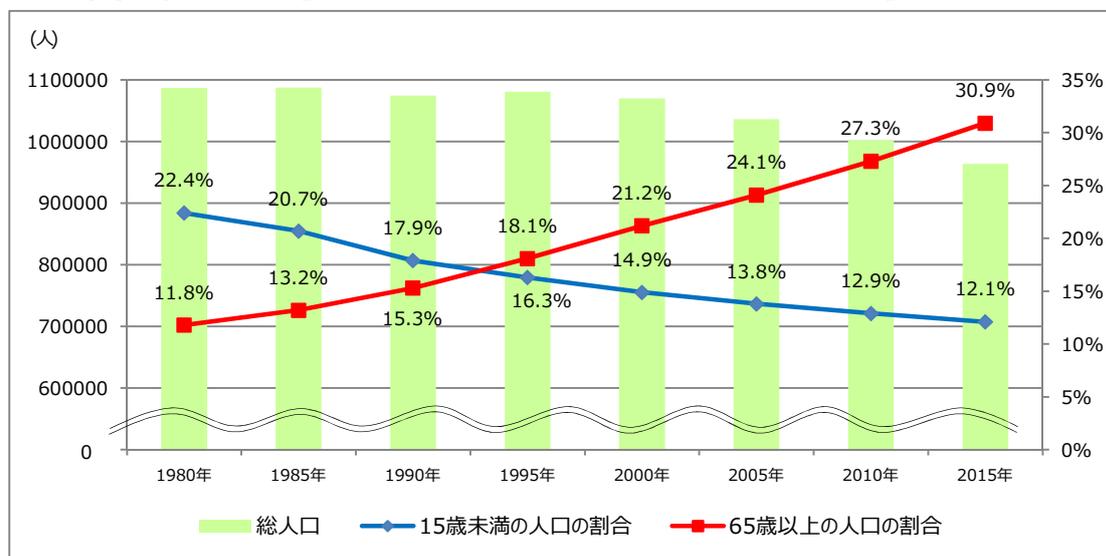
本県の人口は、1985（昭和60）年の約108万7千人をピークに減少に転じ、1995（平成7）年に一時増加したものの、その後は減少が続いています。15歳未満の人口も1980（昭和55）年の約24万4千人から2015（平成27）年の約11万6千人と半数以下となり、全人口に占める割合も1980（昭和55）年と2015（平成27）年を比べると、約10ポイント減少しています。対して、65歳以上の人口の割合は、2000（平成12）年には、「超高齢社会」と言われる段階を超える21.2%となり、その後も増加を続け、2015（平成27）年には30%を超えました。

15歳未満の人口の減少に伴い、本県全域で休校や閉校、複数の学校の統合が進むとともに、小規模の学校が増加しており、学校行事、生徒会活動、部活動等の活性化、生徒同士や教職員との触れ合いによる人間形成等、学校の活力を維持することが難しくなっています。

このような児童生徒の減少期の中にあっても、教育の質を保证するために教育環境の整備を進めるとともに、各地域の状況に応じた学校の規模や配置を考慮しながら、特色化等を図っていく必要があります。

また、高齢化が進行する中、高齢者をはじめとする全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う社会を実現するためには、高齢者等が生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する必要があります。

■ 本県の総人口の推移及び15歳未満・65歳以上の人口の割合の推移



資料：総務省「国勢調査」から作成

2. グローバル化、高度情報化の進展や技術革新による社会の変化

グローバル化や高度情報化の進展により、様々な文化や価値観に触れる機会が増加し、社会に多様性をもたらしています。また、急速な技術革新は、生活に質的な変化をもたらすとともに、人工知能（AI）の進化により、2030年までに現在ある仕事の約半分がなくなるとの予測もあります。

このようにヒトやモノ、情報が国境を越え、技術革新が急速に進む社会を生き抜くためには、生きて働く知識・技能や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を身に付けるとともに、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性の涵養が求められています。

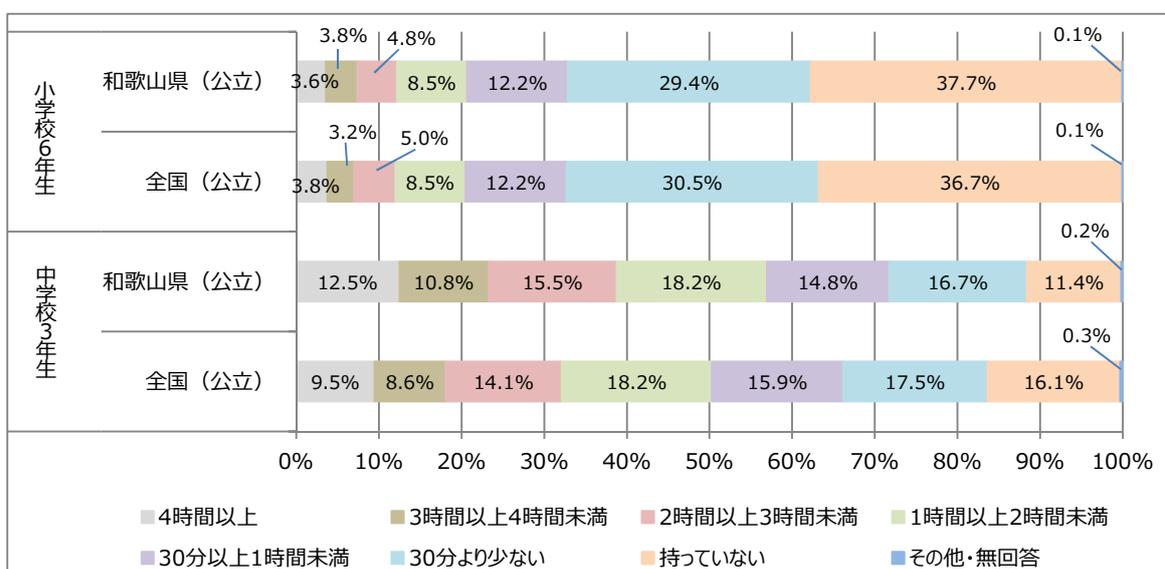
加えて、異なる文化や新しい価値観を理解するには、英語等の語学力・コミュニケーション能力はもちろんのこと、我が国や郷土を愛し、誇りに思うとともに、我が国や郷土が育んできた歴史や伝統、文化に立脚した広い視野をもつことが必要です。特に本県には、長い歴史の中で形成・伝承されてきた貴重な文化遺産等が数多くあることから、これらを活用した教育を進めていくことが重要です。

また、高度情報化の進展は、時間や距離に拘束されることなく、国境をも越えて広く情報を発信することも、収集することも可能にしました。しかし一方で、インターネット上には、法律で禁止されている物品の売買や、プライバシーの侵害、誹謗中傷など違法なものや有害な情報も多数存在しており、児童生徒がこうした情報に偶然接触することにより、被害者となる危険が常にあります。

本県においても、児童生徒への携帯電話等の普及が進んでおり、2017（平成29）年度の調査では、本県の小学校6年生の62.3%、中学校3年生の88.6%が携帯電話等を所有し、それぞれ12.2%、38.8%が平日に2時間以上、通話やメール、インターネットを利用しています。

こうしたことから、情報教育の推進とともに、家庭と連携し、高度情報化社会の中で身に付けておくべき考え方や道徳といった「情報モラル」に関する指導の充実に取り組んでいく必要があります。

■ 平日1日当たりの携帯電話やスマートフォンの使用時間（通話・メール・インターネット）



資料：文部科学省「平成29年度全国学力・学習状況調査」から作成

3. 家庭、地域社会の変容と子供を取り巻く状況

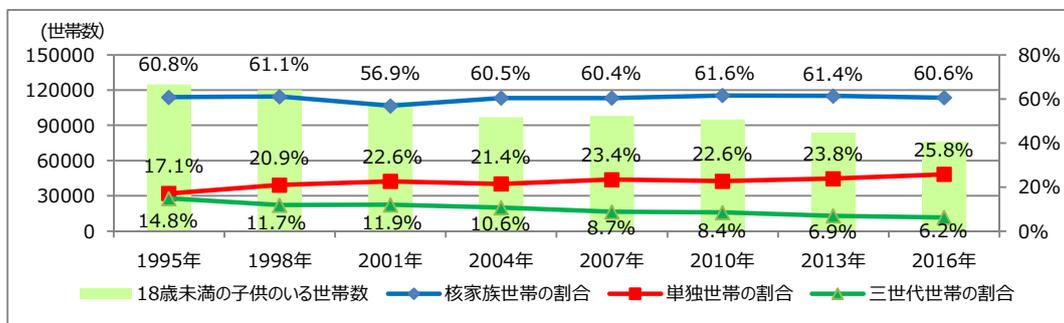
本県の世帯構造に変化が生じてきています。核家族世帯の割合は、あまり変化はありませんが、三世帯世帯の割合が減少する反面、単独世帯の割合は増加しています。

このような世帯構造の変化や少子高齢化、都市化などにより、地域でのつながりが希薄化するとともに、家庭や地域の中で子供たちと高齢者など異なる世代とが交流する機会が減少しており、家庭や地域がもつ教育力が低下しているといわれています。

また、世帯構造や経済状況、雇用環境の大きな変化が、いわゆる「子供の貧困」と呼ばれる状況を生んでいるといわれています。このような状況に陥った場合、家庭や本人の努力だけで改善することは非常に困難であることから、社会全体で対策を図る必要があります。

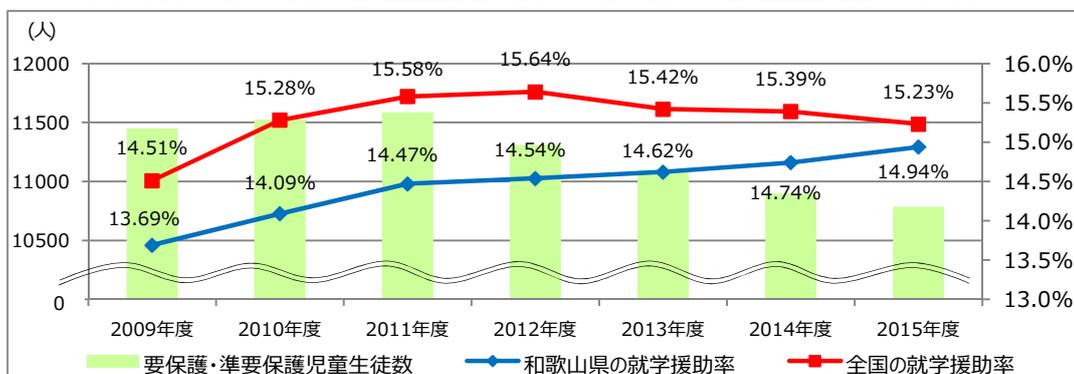
本県においても、2012（平成24）年度以降、要保護・準要保護児童生徒数は減少していますが、就学援助を受けている児童生徒の割合は増加しています。このような子供を取り巻く状況や国の動向などを踏まえ、貧困の状況にある子供を健やかに育成する環境の整備と教育の機会均等を図るために2017（平成29）年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、施策を「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの領域に分け、それぞれの方向から様々な具体的施策を掲げ、子供の貧困の解消に向けた取組を進めています。

■ 本県の子供のいる世帯数の推移及び核家族世帯・単独世帯・三世帯世帯の割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」から作成

■ 本県の要保護・準要保護児童生徒数と就学援助を受けた児童生徒割合の推移



資料：文部科学省「就学援助実施状況等調査」から作成

- * **要保護・準要保護児童生徒**とは、保護者が生活保護法に規定する要保護者である場合、その児童生徒を「要保護児童生徒」、保護者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合、その児童生徒を「準要保護児童生徒」といいます。
- * **就学援助率**とは、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したものです。

4. 生涯学習、生涯スポーツの進展

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を「生涯学習社会」と呼びます。

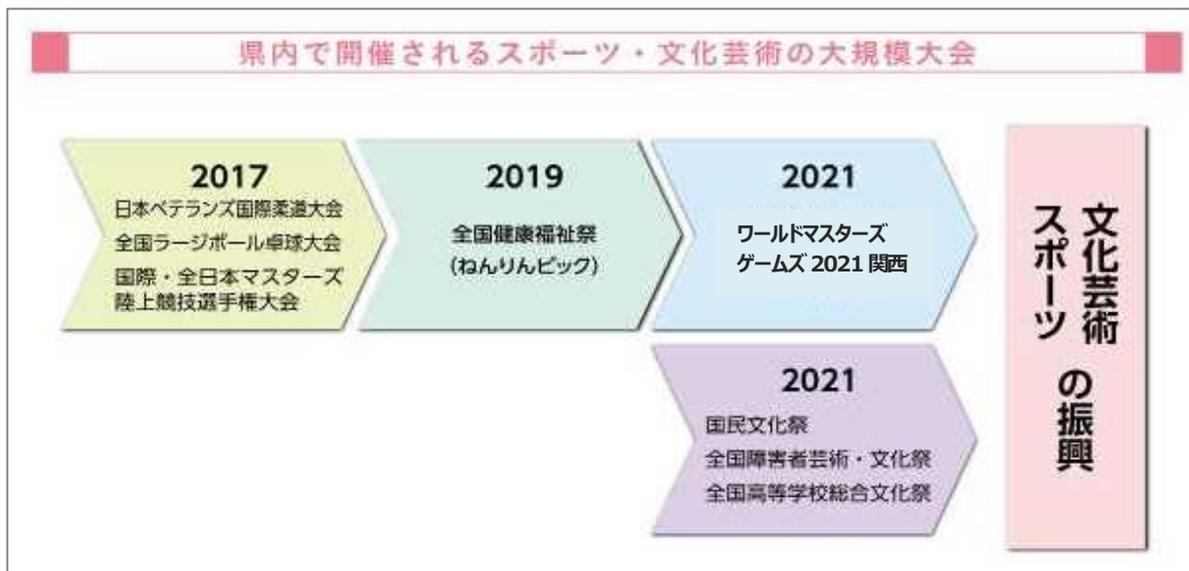
全国に先駆けて少子高齢化が進む本県において、持続可能な和歌山、そして、「80歳現役社会」を実現するためには、県民一人一人が生きがいを感じながらも、これまで以上に長期にわたり刻々と変化する社会に対応し、必要な知識や技能を身に付けていく必要があります。また、技術革新の進展により、今は存在しない新たな職業への就業や、時間や場所に縛られない働き方が生まれるなど、仕事や働き方の多様化が今後進むと考えられます。

このため、年齢や性別に関わらず、全ての人が学習を継続したり、学び直したりできる環境を整備していく必要があります。

さらに、継続して学び続けていくためには、心身の健康が重要であることから、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる環境を整備していくことが重要です。

本県では、スポーツの分野において、2015（平成 27）年に、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会、全国高等学校総合体育大会を開催し、成功裏に終了しました。また、2019（平成 31）年に全国健康福祉祭（ねんりんピック）、2021（平成 33）年にワールドマスターズゲームズ 2021 関西が本県で開催されます。さらに、文化・芸術の分野では、2021（平成 33）年に第 36 回国民文化祭、第 21 回全国障害者芸術・文化祭、第 45 回全国高等学校総合文化祭の開催が決まっています。

今後開催されるこれらの大会を契機として、県民がスポーツや文化に親しむ仕組みづくりが求められます。



資料：「和歌山県長期総合計画」から転載

5. 大規模災害への備え

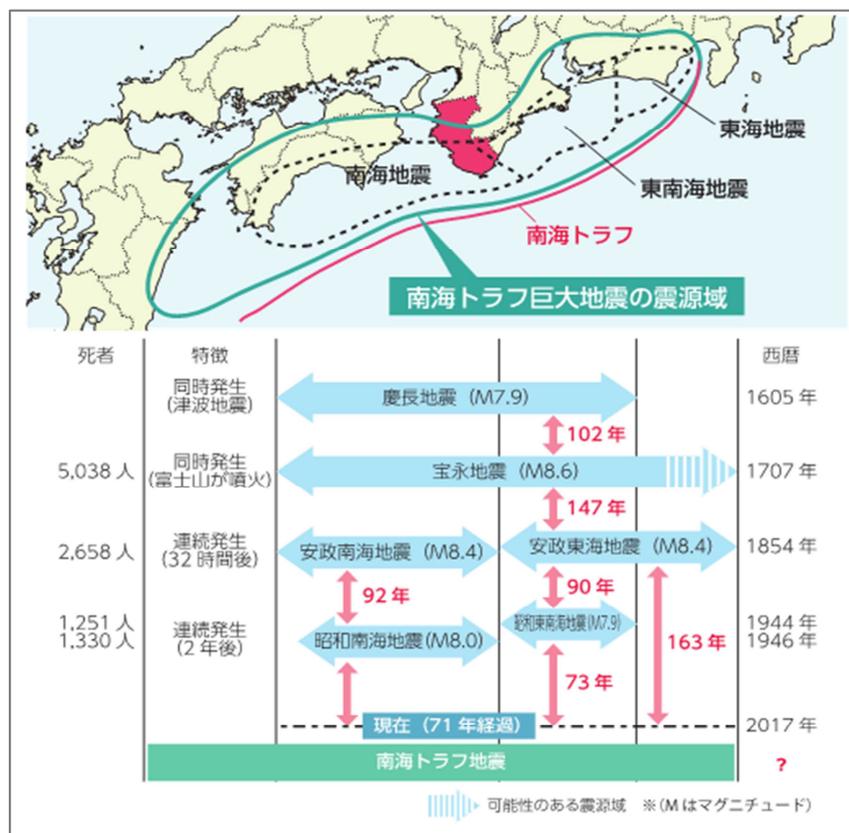
本県は、日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、集中豪雨・台風による浸水被害・土砂災害が頻繁に発生しています。近年においても、2011（平成23）年9月の紀伊半島大水害により、死者56名、行方不明者5名、住家被害7,933棟という甚大な被害を受けました。

また、紀伊半島は南海トラフの震源域にも近いため、これまでも地震や津波により、大きな被害を受けてきました。南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると想定されています。

2015（平成27）年12月の国連総会において「世界津波の日」に制定された11月5日は、本県の偉人である濱口梧陵の「稲むらの火」の故事にちなんでいます。

濱口梧陵のことは、小学校の国語や道徳の教科書、文部科学省の道徳教育用教材『私たちの道徳（中学校）』で取り上げられ、本県独自に作成した道徳教科書『希望へのかけはし』でも取り上げられています。梧陵が村人と協力し、私財を投じて築いた堤防は、その後の津波にも耐えて人々を守り続けており、「自助共助」の精神は今も本県に受け継がれています。

このようなことから、本県では、学校教育の様々な場面で防災教育に取り組み、「自分の命は自分で守る」という姿勢を子供たちに育むとともに、学校と地域が連携した避難（防災）訓練や避難所運営訓練等を行う「高校生防災スクール」などを実施しています。今後も、次代を担う子供たちに、過去の災害から学び取った教訓をしっかりと継承していくことが必要です。



資料：「和歌山県長期総合計画」から転載

第3節 本県教育がめざす将来像

長期総合計画では、本県がめざす将来像を『世界とつながる 愛着ある元気な和歌山』～県民みんなが楽しく暮らすために～とし、教育分野における将来像を「未来を拓くひとを育む和歌山」としています。本計画は長期総合計画に沿って、本県がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえながら、この将来像の実現に向けて総力を挙げて取り組みます。

長期総合計画がめざす 10 年後の将来像とそれに向けた取組のめざす方向

■ 和歌山県がめざす将来像

「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」～ 県民みんなが楽しく暮らすために ～

と表現し、本計画がめざす将来像としました。これは、

- 県民みんなが、故郷に愛着と誇りをもち、楽しく快適に暮らし、元気に活躍している姿
- 和歌山と交流・関係する多くの人々が、和歌山に愛着をもっている姿
- 和歌山の魅力ある産業や文化が、世界と直接つながり注目されている姿

をめざすものです。

■ 教育分野における将来像

「未来を拓くひとを育む和歌山」

子育て支援施策がより一層充実し、県民みんなが子どもを産み育てやすい環境を実感している中、出生率が上昇し、人口減少にも一定の歯止めがかかっています。

また、子どもたちは、社会で生きていく上で基盤となる確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」をバランスよく備えるとともに、変化の激しい時代においても自らの将来の夢や目標を実現できる新しい時代に必要な資質・能力を身につけています。高等教育機関も充実し、県内で進学し学び続けることにも魅力を感じています。

さらに、人権を尊重し、共に助け合い支え合う地域社会の中で、女性や高齢者、障害のある人など県民みんなが、それぞれのライフスタイルに応じて、仕事やさまざまな学び・文化活動等を通じ、生きがいや楽しさを感じて元気に活躍しています。

加えて、県民みんなが「故郷への愛着と誇り」をもち続けており、自らの価値観で海外や県外に活躍の場を求めて転居した人も、故郷への想いをもって暮らしています。このような状況が、和歌山と関係する国内外の人的なネットワークをさらに広げ、本県の交流人口や関係人口が増加し、和歌山が世界と直接つながっていることを県民みんなが実感しています。

■ 将来像に向けた取組のめざす方向

※教育に係る部分を長期総合計画から抜粋しています。

◇子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

仕事と子育てが両立できるよう、地域や企業など社会全体で子育てを支援する仕組みを充実することで、子どもが健やかに成長できる環境を実現します。

◇子どもたち一人一人が志高く未来を創り出す力を育む教育の推進

幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を備えた人材を育成するため、児童生徒が主体的に学ぶ授業や補充学習の充実、道徳教育・ふるさと教育の推進、計画的な体力づくりに取り組みます。これらの取組により、学力や体力の全国調査において、全国上位をめざします。

また、児童生徒が自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てるキャリア教育やグローバル人材の育成に取り組むとともに、教育の情報化を推進します。

さらに、いじめや不登校への対応については、学校、県、市町村、関係機関が地域と協力し、総力をあげて、その根絶・解消に取り組みます。

加えて、新たな高等教育機関の設置・誘致を行い、県内での進学の実機をを広げるとともに、地域の発展に資する高等教育を推進します。

◇誰もが働きやすく、多様な人生を楽しめる社会づくり

若者にはそれぞれの価値観や希望に応じた就職が叶うよう支援を充実します。

◇健康で心豊かにすごせる社会づくり

県民の活力の源である健康を維持していくため、生涯にわたる健康づくりや、誰もがそれぞれの体力や年齢、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するとともに、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会のレガシーを生かして、競技力の向上と競技人口の拡充を図ります。

また、県民が生涯にわたり心豊かにすごせるよう、大学、市町村、関係団体と連携し、県民の生涯にわたる学習活動の機会を増やすとともに、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境をさらに充実します。

◇人権尊重社会の実現

人権とは、全ての人が生まれながらにもっている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。

全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、さまざまな分野における人権施策を国及び市町村と連携し、企業、団体等との協働により総合的に推進します。

◇時代を先導するしなやかな産業構造の実現

産業を取り巻く環境の変化に柔軟に適応できる人材を育成・確保するため、産業界と大学等の教育機関や産業支援機関との連携を促進します。

◇産業を支える人材の育成・確保

和歌山で育った若者が県内産業の成長を支える仕組みを強化し、高校生や大学生等の県内就職を促進するとともに、性別や年齢、障害の有無、国籍にかかわらず働く意欲のある人がその能力を最大限発揮できるよう、県内企業の働き方改革や再就職支援を進め、地域産業界に求められる人材の安定的な供給を図ります。

◇農業の振興

観光や福祉、教育等の分野と連携し、産業全体としての好循環を生み出す「農業の多面的な発展」を実現します。

◇データ利活用の促進

産学官のあらゆる分野で、公的統計をはじめとするさまざまなデータの利活用を促進し、データから的確に情報を読み解く能力を高めるとともに、統計的思考や科学的根拠に基づく意思決定を普及させることで、産業の発展や地域課題の解決を図ります。

◇発災直後の迅速な救助体制と早期復旧体制の確保

自分の命は自分で守る意識をもつための教育を義務教育の段階から徹底するとともに、防災・減災について地域で学ぶ機会の提供や、地域の防災・減災活動の中心となる人材の育成などにより、地域住民の助け合いによる災害対応力を向上させます。

◇命を守る医療の充実

「がんを知り、がん向き合い、がんを負けることのない社会」を醸成し、がんによる死亡者を減らします。

◇健康づくりの推進

生涯にわたり健康を維持して暮らすことができるよう、地域住民相互のつながり（ソーシャル・キャピタル）を深め、心身の健康づくりに関する県民運動を全県的に展開するとともに、県民が自らの健康状態を正確に把握できる機会を充実させることにより、「健康長寿日本一わかやま」を実現します。

◇消費者の安全確保

全ての県民が食品安全についての理解を深めることで、「食の安全・安心わかやま」を実現します。

◇高齢者福祉の推進

地域で高齢者を見守り支える体制を充実するとともに、高齢者が健康で自立した生活を送れるよう健康づくりを推進し、知識や経験を生かし生きがいをもって活躍できる環境を実現します。

◇障害者福祉の推進

障害のある人が社会を構成する一員として自己決定と自己選択の下に社会活動に参加し、自分らしく生きることができる環境づくりを進めるとともに、本人の適性と能力に応じて働くことができ、将来にわたって自立して生活を行うことができるよう支援することで、「障害のある人とその家族が安心して暮らせる社会」を実現します。

◇困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援

子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないよう、経済的困窮状態にある家庭の就業、子育て、生活を社会全体で支援することで、「貧困の世代間連鎖を断ち切る」取組を進めます。

◇和歌山が誇る豊かな自然の継承

本県の美しい自然環境と、そこで育まれる多様な生態系を保全するとともに、人と自然のつながりを後世に受け継いでいくため、自分たちの産業は世界的にも有望なものであるという自覚と誇りをもてる教育・啓発を行い、知識の蓄積ができる仕組みをつくることで、「自然資源の循環」を途切れさせることなく、いつまでも守り続けます。

◇和歌山が誇る文化遺産や景観の保存・保全と活用

本県の長い歴史の中で形成・伝承されてきた文化遺産と、独特の風土・文化に育まれた魅力ある景観の保存・保全を図ります。

また、観光との融合に積極的に取り組み、多くの人に、その地を訪れ、実際に観て、感動してもらう機会を創出し、地域の活性化につなげていくことで、後世にわたり、文化遺産・景観を守り、引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現します。

このような将来像やめざす方向の実現に向けて、本計画では、以下の5つの基本的方向に沿って取組を進めます。

1. 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり
2. 信頼される質の高い教育環境づくり
3. 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり
4. 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり
5. 人権尊重の社会づくり

第3章 将来像の実現に向けた取組

基本的方向1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり

1. 確かな学力の向上……………16
2. 豊かな心の育成に向けた道德教育の充実……………19
3. 健やかな体の育成……………21
4. ふるさと教育の推進……………24
5. グローバル人材の育成……………26
6. キャリア教育・職業教育の推進……………28
7. 幼児期の教育の充実……………30
8. 特別支援教育の充実……………32

基本的方向2 信頼される質の高い教育環境づくり

1. いじめへの対応……………34
2. 不登校への対応……………36
3. 教職員の資質・能力の向上……………38
4. 教職員の勤務環境の整備……………40
5. 教育の情報化の推進……………42
6. 学校の適正規模化への対応と施設環境の充実……………44
7. 防災・安全教育の充実……………46
8. 高等教育機関による地域活性化の推進……………48
9. 様々な教育への取組……………50

基本的方向3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

1. きのくにコミュニティスクールの推進……………52
2. 家庭・地域の教育力の向上……………54
3. 青少年の健全育成と男女共同参画の推進……………56

基本的方向4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり

1. 生涯学習の推進……………58
2. スポーツに親しむ環境づくり……………61
3. 競技スポーツの推進……………63
4. 文化芸術に親しむ環境の充実……………65
5. 文化遺産の保存と活用の推進……………67

基本的方向5 人権尊重の社会づくり

1. 学校における人権教育の推進……………69
2. 地域における人権教育の推進……………71
3. 学びのセーフティネットの構築……………73

基本的方向 1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり

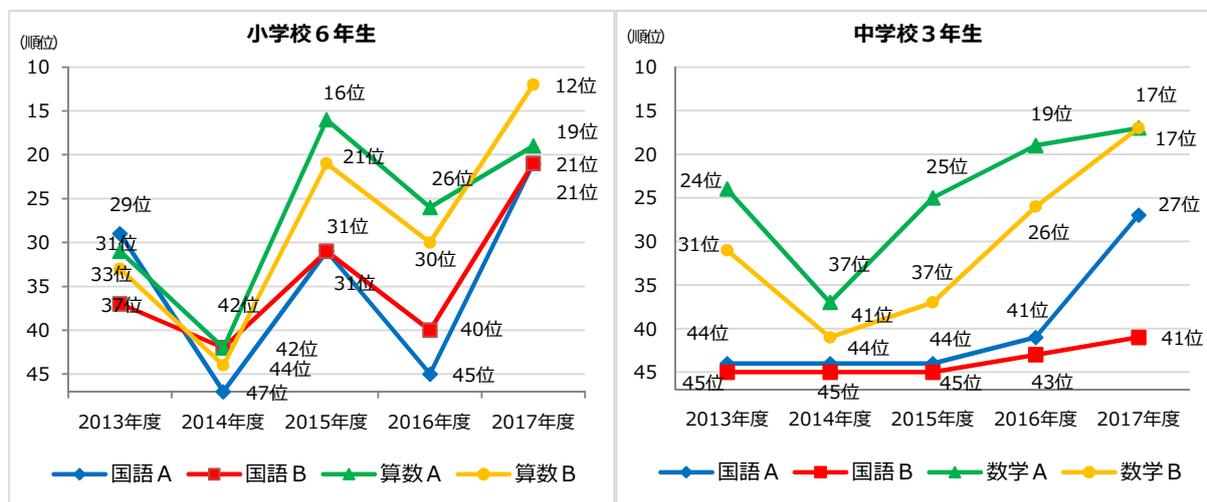
1. 確かな学力の向上

<現状・課題>

2017（平成 29）年度の「全国学力・学習状況調査」において、本県児童生徒の平均正答率はおおむね全国平均と同程度となり、各教科の順位も前年度より上昇しました。また、勉強や授業に関する質問については、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、2013（平成 25）年度と 2017（平成 29）年度を比較すると、全ての項目で増加していますが、調査した教科によっては、まだ十分でないものもあります。今後も、学力向上の基盤となる授業づくり・学級づくりの充実、これまでに作成した『授業事例集』や『マスター問題集』の活用、「県学習到達度調査」の実施、補充学習の充実、家庭学習の習慣化等の取組を進めていく必要があります。

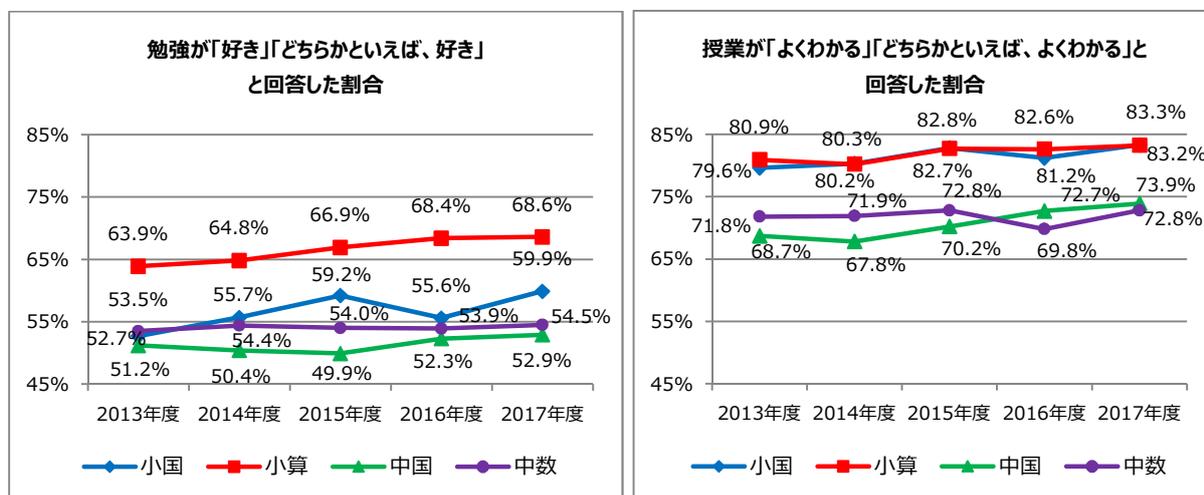
また、高等学校においても、一般的な教養や専門的な知識、技術、技能の着実な習得に加え、課題の発見・解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習を一層充実していく必要があります。

■ 本県の各教科の全国順位の推移



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」から作成

■ 勉強が「好き」「どちらかといえば、好き」、授業が「よくわかる」「どちらかといえば、よくわかる」と回答した本県の児童生徒の割合の推移



※小国は小学校（国語）、小算は小学校（算数）、中国は中学校（国語）、中数は中学校（数学）を示しています。

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」から作成

＜長期総合計画の主な施策＞

- 全ての学校が全力をあげて、基礎学力の定着や児童生徒が主体的に学ぶ授業を実践するとともに、子どもたち一人一人の理解に応じた補充学習を強化します。
- 授業での学習効果を高めるため、学校と家庭との連携を一層強化し、家庭における予習・復習など、家庭学習の習慣化を進めます。
- 児童生徒の読書習慣を確立するため、学校図書館の蔵書・資料の充実や読書に親しむ環境づくりを進めます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 全ての学校が、自校の課題を改善するために「スクールプラン」等を作成し、それに基づき、児童生徒が主体的で意欲的に学ぶ授業や補充学習を充実します。
- ◆ 家庭学習の習慣化や外部人材の活用など、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。
- ◆ 「全国学力・学習状況調査」において、全ての教科で全国中位以上をめざします。
- ◆ 使いやすく、活用できる学校図書館となるよう取組を進めます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 組織的な学力向上の取組の促進

全ての学校で「スクールプラン」「学力向上推進プラン」を作成し、放課後や長期休業等の補充学習の充実等の取組を教職員全員で実践することにより、学力の向上に取り組みます。また、外部人材を活用した学習の実践、家庭学習の習慣化など、学校、家庭、地域が連携した取組を一層進めます。

2. 授業改善の促進

課題解決型の授業づくりを推進するため、本県独自の指針である「きのくに学習スタンダード」を徹底し、課題に主体的に取り組む授業を行います。また、教科指導に優れた教員の実践をまとめた『授業事例集』等の活用により、児童生徒が意欲的に学ぶ授業を実践し、学力の向上に取り組みます。

3. 言語活動の充実

言語に関する能力と思考力・判断力・表現力を育てるために、国語科を中心に全ての教科等で、児童生徒が自分の考えを伝え合ったり、まとめたりする活動を充実させることで、学力の向上に取り組みます。

4. 個々の学力の把握と指導の充実

「県学習到達度調査」を実施して、児童生徒の学力の定着状況を把握するとともに、補充学習等、個に応じた指導の充実や指導方法の工夫・改善を図ることで、学力を向上させます。

5. 指導力のある退職教員の派遣

優れた指導力をもつ退職教員を学校に派遣し、学校全体で学力向上を図る取組や教員の授業づくり、生徒指導、進路指導、特別支援教育等について指導・支援を行うことで、児童生徒の学力の向上や進路指導の充実等に取り組みます。

6. 学校図書館の充実による読書好きな子供の育成

学校図書館担当教員・学校司書・図書館ボランティアの研修を実施するとともに、県内の学校図書館教育に関する好事例を広く県内に示し、読書活動の充実に取り組みます。また、昼休みと放課後に県内全ての学校図書館を開館するとともに、授業における利活用を促進します。さらに、学校図書館の読書活動を支援するため、地域住民が読み終えた図書（リサイクル図書）を学校図書館に寄贈するボランティア活動を推進します。

7. 高等学校の学びから自己の将来像への円滑な接続

小学校からの学びの系統性を踏まえ、新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、特色ある学科・コースの設定や教育課程を編成するとともに、生徒が主体的に学ぶことができる授業を実践します。また、基礎学力の定着をめざし、生徒一人一人の理解に応じた学習活動を実施するとともに、自己の適性や進路希望に応じた知識や技術を習得できるよう、就職や進学に対応した補充学習を効果的にを行います。

<進捗管理目標>

指 標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)	長期総合計画目標値 (2026 年度)
全国学力・学習状況調査 (小学校 6 年生) の全国順位	国語 A 21 位 国語 B 21 位 算数 A 19 位 算数 B 12 位 (2017 年度)	全ての教科で 20 位以内	全ての教科で 10 位以内
全国学力・学習状況調査 (中学校 3 年生) の全国順位	国語 A 27 位 国語 B 41 位 数学 A 17 位 数学 B 17 位 (2017 年度)	全ての教科で 20 位以内	全ての教科で 10 位以内
勉強が「好き」「どちらかといえば、好き」と答える児童生徒の割合	小学校 (国語) :59.9% 小学校 (算数) :68.6% 中学校 (国語) :52.9% 中学校 (数学) :54.5% (2017 年度)	小学校 70%以上 中学校 60%以上	
授業が「よくわかる」「どちらかといえば、よくわかる」と答える児童生徒の割合	小学校 (国語) :83.3% 小学校 (算数) :83.2% 中学校 (国語) :73.9% 中学校 (数学) :72.8% (2017 年度)	小学校 85%以上 中学校 75%以上	
小・中学校における学校図書館の昼休みと放課後の開館率	—	小・中学校とも 100%	

2. 豊かな心の育成に向けた道徳教育の充実

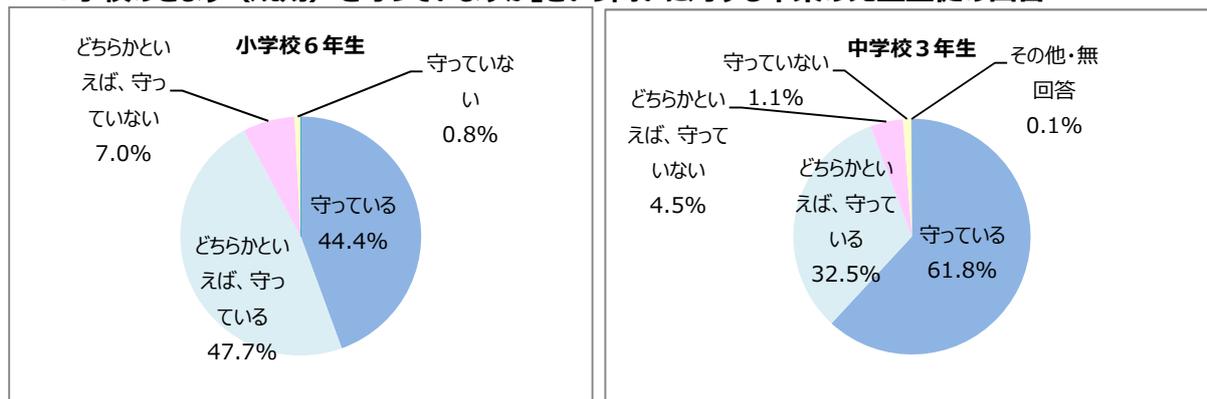
<現状・課題>

本県では、これまで、思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育むため、文部科学省『私たちの道徳』及び本県独自の道徳教科書『心のとびら』（小学生用）『希望へのかけはし』（中学生用）の活用を充実させるとともに、県内の道徳教育推進モデルとなる研究協力地域を3地域指定し、道徳教育の指導方法の改善に取り組んできました。

また、保護者、地域住民等への「道徳の時間」の授業公開についても、2016（平成28）年度では、小学校の71.4%、中学校の54.0%で実施しています。

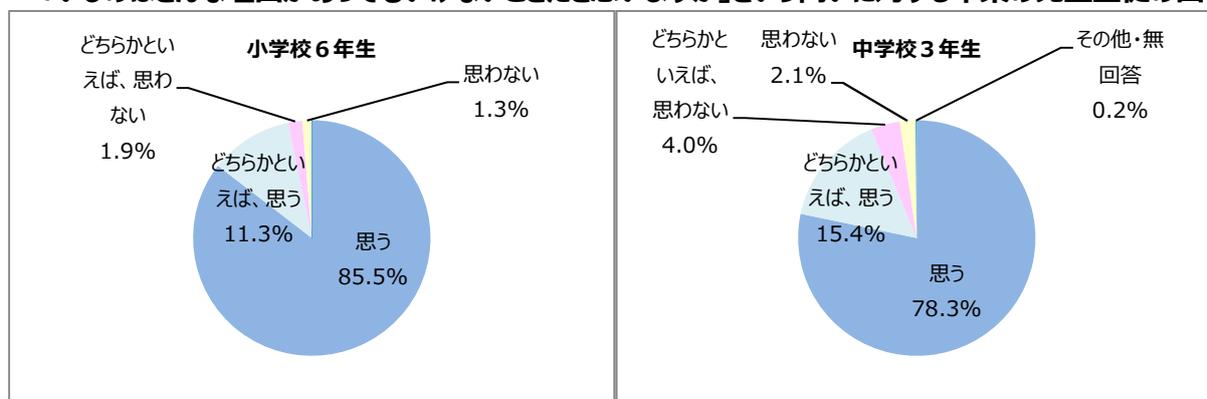
今後、いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて、「道徳の時間」が小学校は2018（平成30）年度、中学校は2019（平成31）年度から特別教科化されます。また、高等学校では、ホームルーム活動や生徒指導等の中で道徳性の育成に一層努め、全校種にわたって、道徳的価値について理解し、物事を多面的・多角的に考えるとともに、自己の生き方について考えを深めるなど、道徳性を養うための取組を更に充実させる必要があります。いじめを許さない心や規範意識を育てていくためには、学校全体で取り組むとともに、保護者や地域住民の協力も得ながら道徳教育を進めていくことが大切です。

■「学校のきまり（規則）を守っていますか」という問いに対する本県の児童生徒の回答



資料：文部科学省「平成29年度全国学力・学習状況調査」から作成

■「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という問いに対する本県の児童生徒の回答



資料：文部科学省「平成29年度全国学力・学習状況調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育むため、和歌山県独自の道徳教科書『心のとびら』『希望へのかけはし』を活用し、道徳教育を推進します。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 物事を多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を推進します。
- ◆ 学校教育活動全般を通じて、児童生徒に思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育みます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 和歌山県独自の道徳教科書を活用した道徳教育の充実

和歌山県独自の道徳教科書『心のとびら』（小学生用）『希望へのかけはし』（中学生用）に収録の16教材を、小学校では4年生以上の学年で、中学校では全学年で、各学年の年間指導計画に5教材以上を位置付けて道徳科の授業で活用し、道徳教育を充実します。また、いじめ問題を自分のこととして捉え、現実のいじめ問題に対応できる資質・能力を育みます。

2. 道徳教育推進教師等を対象とした研修の実施

各学校における道徳教育推進の中心である道徳教育推進教師等を対象に研修を行い、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育が、全教職員の参画、分担、協力の下に行われるようにします。

3. 道徳教育推進研究協力地域を核とした授業改善の推進

道徳教育推進モデル地域となる市町村を、研究協力地域として指定し、地域内で指定された研究校とその他の協力校とが連携し、地域ぐるみで研究を進めます。研究協力地域では、道徳教育推進協議会を設置し、研究協力地域における主体的な道徳教育の推進に取り組みます。また、外部講師等による研究地域の取組や授業研究に対する助言、先進地域・先進校への訪問、各種研究大会への参加等により、道徳科の授業改善を推進します。

4. 授業公開など家庭や地域社会との連携の促進

学校で行う道徳教育を一層充実するためには、家庭や地域社会との連携が重要になります。そのため、学校の道徳教育の全体計画の公表や道徳科の授業の公開等を促進します。

5. 体験活動の充実

集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など、体験活動を充実し、豊かな心の育成に取り組みます。また、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験（インターンシップ）等の活動を通して、児童生徒の社会性や地域社会の一員であるという意識を育成し、社会参画の態度を養います。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値（2026年度）
和歌山県作成教科書を活用した道徳教育実施率	100%	100%を維持	100%を維持
道徳科の授業を公開した学校の割合	小学校 71.4% 中学校 54.0%	小・中学校とも 100%	
学校のきまり（規則）を「守っている」「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合	小学校 92.1% 中学校 94.4%	小・中学校とも 100%	
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答える児童生徒の割合	小学校 85.5% 中学校 78.3%	小・中学校とも 100%	

3. 健やかな体の育成

<現状・課題>

2008（平成 20）年度から、全ての学校、全ての学年で「児童生徒の体力・運動能力調査」を実施し、その結果に基づき、体育の授業の工夫・改善や「きのくにチャレンジランキング」、「紀州っ子ががやきエクササイズ&ダンス」の活用等に取り組んだ結果、徐々に児童生徒の体力合計点が向上し、小学校 5 年生男女は、2012（平成 24）年から 5 年連続で、中学校 2 年生男女は、2015（平成 27）年から 2 年連続で、全国平均を上回るようになっていきます。一方、瞬発力（筋力・スピード）や持久力に課題があることから、改善に向け取り組む必要があります。

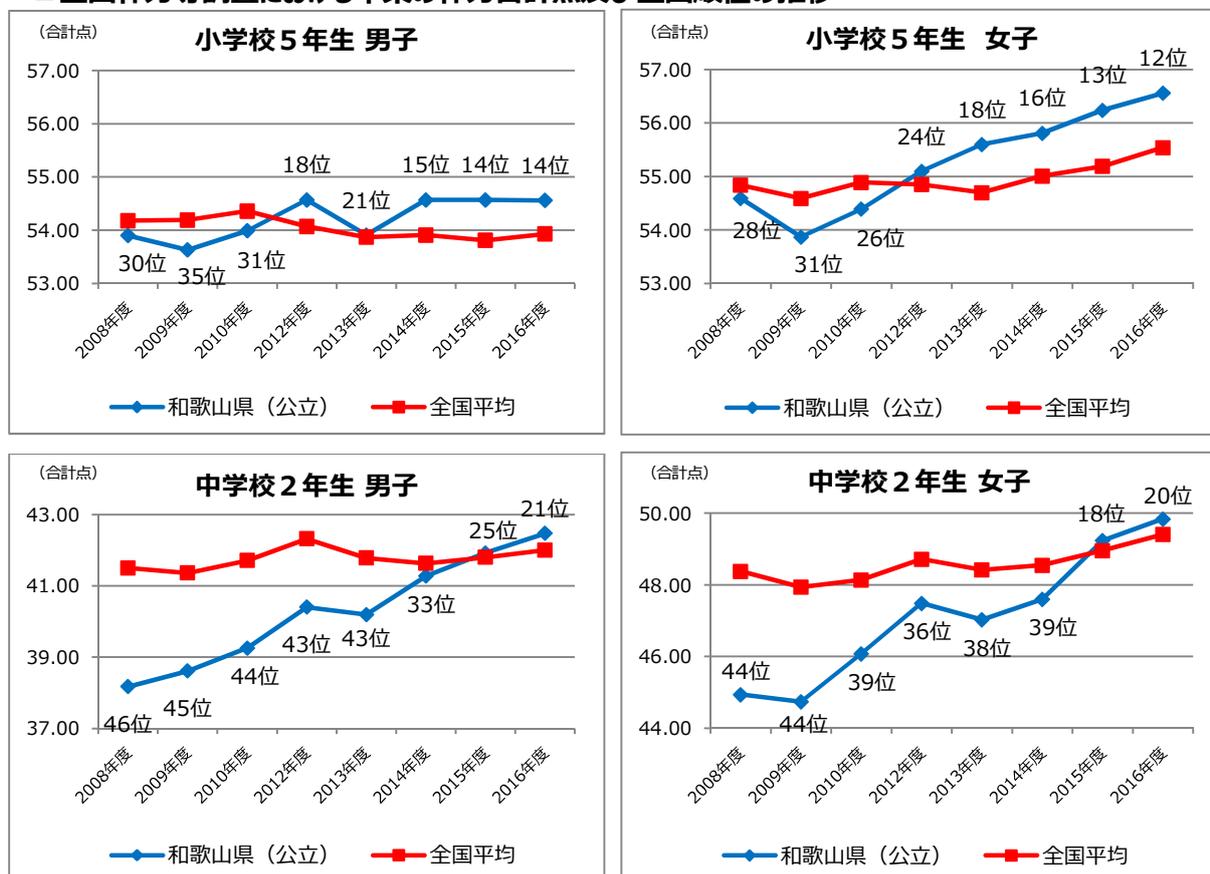
また、子供たちに望ましい生活習慣を身に付けさせることができるよう取組を進めていますが、その中の食育を進めていく上で中核となる栄養教諭が不在の市町村もあるため、引き続き、栄養教諭の配置割合を高められるよう取り組む必要があります。地場産物の活用についても、その教育的意義について研修会等で理解を深め、県産果実と魚の提供を行ってまいりましたが、活用状況の改善には至っていません。

食中毒防止については、学校給食の食の安全及び衛生管理に関する専門的知識の習得を目的として、研修会等を実施してきました。今後さらに、異物混入防止など、一層の安全対策が求められます。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、エピペン[®]（アナフィラキシーを起こす危険性が高い者に処方される自己注射薬）を処方されている児童生徒数の増加に伴い、全教職員が共通理解のもと、学校全体で取り組む体制の整備が必要となっています。

児童生徒が健康課題に対してよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康な生活を送ることができるよう、健康教育を推進しています。特に、日本人の 2 人に 1 人がかかるといわれているがんに関する教育や、薬物乱用防止教育等について、重点的に取り組んでいます。

■全国体力等調査における本県の体力合計点及び全国順位の推移



※2011年度は東日本大震災の影響等により実施されていません。

資料：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から作成

＜長期総合計画の主な施策＞

- 「児童生徒の体力・運動能力調査」結果を本県独自に分析し、その課題の改善に向け、全ての学校で「体力アッププラン」を作成し、実践することにより、体力・運動能力を一層向上させます。
- 「早ね・早おき・朝ごはん」運動を推進するとともに、家庭・地域と連携して携帯電話やスマートフォンの使用についての指導を充実し、子どもたちの基本的な生活習慣を確立します。
- 『紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引』の活用や県産食材を用いた給食を実施し、食の大切さを学ぶ食育を推進します。
- がんに関する正しい知識やがん患者に関する理解を深める教育を進めます。
- 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例に基づき、啓発、規制及び取締りを総合的かつ計画的に推進し、薬物乱用の根絶に取り組みます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 生涯にわたって運動に親しむことができる子供の育成をめざし、学校体育を一層充実します。
- ◆ 基本的な生活習慣を身に付けさせるため、「早ね・早おき・朝ごはん」運動を推進します。
- ◆ 望ましい食習慣を身に付けさせるため、食育をより推進します。
- ◆ 安全・安心な学校給食を実施します。
- ◆ 食への感謝の念を育み、郷土の良さを理解するため、学校給食におけるジビエなど地場産物の積極的な活用を推進します。
- ◆ 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育、薬物乱用防止教育等、健康教育を推進します。

＜重点的に実施する取組＞

1. 子供の体力・運動能力の向上

教科体育や保育（運動遊び）、教科外の体育的活動を一層充実し、運動の苦手な子供を減らし、子供たちの体力・運動能力を向上させます。特に本県の課題である瞬発力や持久力の向上に取り組みます。

2. 運動部活動の効果的・効率的な運営

「運動部活動指導の手引」や「和歌山県中学校運動部活動指針」に基づく運動部活動の効果的かつ効率的な運営を推進するとともに、指導体制を充実します。

3. 学校体育指導者の資質向上

全ての児童生徒が運動習慣を身に付けられるよう、学校体育指導に関する研修を充実し、学校体育指導者の専門的知識・技能や指導力の向上に取り組みます。

4. 基本的な生活習慣の確立

新小学校1年生への「やっぱり大切！早ね・早おき・朝ごはん！」ガイドブックの配布や、保護者や教職員対象の「出張！県政おはなし講座」等を通して啓発を行うとともに、各学校における授業や生徒指導及び学校保健安全委員会等の活動により、学校・家庭・地域が連携・協力して、基本的な生活習慣の確立に取り組みます。

5. 食育の推進

子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、中核的な役割を担う栄養教諭が不在の市町村の解消と増員を進めます。また、「紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引」を活用し、食に関する指導を充実します。

6. 和歌山産品利用拡大プロジェクトの推進

各市町村において学校給食で地場産物を安定的に供給するための体制整備を支援します。併せて、ふるさとを大切にすることを育むため、学校給食での「わかやまジビエ」・鯨肉等の活用を進めます。

7. 学校給食の衛生管理

学校給食における食中毒及び異物混入の防止等を図り、安全で安心な学校給食を提供します。

8. 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

「学校におけるアレルギー疾患に対する研修会」を実施するとともに食物アレルギーへの対応に関連する調査を行い、全教職員が共通理解のもと、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」等に基づく適切な対応ができるよう進めます。

9. がん教育の推進

がん教育について、指導者に対して実践力を身に付ける研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、がんに関する教育を効果的に推進します。

10. 薬物乱用防止教育等の充実

薬物乱用や喫煙、飲酒と健康の関係について児童生徒が理解できるよう、各学校において専門家による講演会を実施するなど、薬物乱用防止教育等を充実します。

<進捗管理目標>

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値（2026年度）
全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年生）の全国順位	男 14位 女 12位	男女とも 10位以内	男女とも 10位以内
全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校2年生）の全国順位	男 21位 女 20位	男女とも 15位以内	男女とも 10位以内
学校給食実施率（ただし、児童福祉法に基づく施設に附属する学校を除く。）	小学校 98.4% 中学校 85.2%	小・中学校とも 100%	
栄養教諭が全ての小・中学校及び特別支援学校に食に関する指導訪問を実施する割合	49.9% (2017年度)	100%	
学校給食における地場産物の使用割合	25.7%	40%	
朝食を欠食する割合（小学校6年生）	1.1%	0%	

4. ふるさと教育の推進

<現状・課題>

異なる文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うには、我が国や郷土を愛し、誇りに思うとともに、我が国や郷土が育んできた歴史や伝統、文化に立脚した広い視野をもつ必要があります。そのため、本県では、郷土の先人や歴史、文化などへの理解を深めるとともに、ふるさとへの愛着を高め、ふるさとに貢献しようとする人を育てるため、ふるさと教育の充実に取り組んでいます。

各小・中学校で、ふるさと学習の授業時間数を、月に1時間程度、年間12時間を指標として取組を進めた結果、2014（平成26）年度から3年連続で小学校、中学校とも平均12時間を超えています。

2016（平成28）年度に和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』を改訂し、県内の全ての中学生に配布するとともに、その活用事例集を県内の中学校に配布し、活用の促進を図りました。さらに、2017（平成29）年度には、県内の全ての小学校で1学年の児童が同時に使用できるよう、必要数を配布しました。

一方、本県には数多くの優れた歴史や自然などがあることから、子供たちが身近な地域の魅力に気づき、正しい知識や情報を得る教育の機会が必要となります。

そのような機会を創出するために、県立博物館施設において子供たちが主体的に取り組める体験学習を実施するとともに、学校と連携し、博物館施設の遠足や社会体験学習での活用、学芸員による出前授業等も実施していますが、更に子供たちに歴史や自然などに興味を芽生えさせ、その知識を伸ばせるような取組を進めていく必要があります。

■ ふるさと学習に係る授業単位時間（平均時間）の推移

	2014年度	2015年度	2016年度
小学校	21.3時間	21.4時間	20.7時間
中学校	13.0時間	13.6時間	12.3時間

資料：和歌山県教育委員会調べ

■ 小学生及び中学生の博物館施設入館者数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
県立近代美術館	9,235人	10,963人	10,935人	11,837人
県立博物館	1,890人	3,808人	2,877人	3,803人
県立紀伊風土記の丘	10,376人	9,082人	8,886人	8,750人
県立自然博物館	23,720人	23,121人	23,718人	24,389人
計	45,221人	46,974人	46,416人	48,779人

資料：和歌山県教育委員会調べ

<長期総合計画の主な施策>

- 郷土の先人や歴史、文化などへの理解を深め、ふるさとに貢献できる人を育成するため、和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』を活用した教育を推進します。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』及び地域の人材を活用した学習を積極的に推進し、ふるさと和歌山を知り、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、ふるさとに貢献できる人を育てます。
- ◆ 文化財等に興味や関心をもって学習できる機会を提供するとともに、郷土の文化遺産の次世代への継承に取り組みます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』の活用の促進

県内の中学 1 年生全員への『わかやま何でも帳』の配布を継続し、県内の中・高校生は全員『わかやま何でも帳』を持ち、いつでも、どこでも『わかやま何でも帳』を開いてふるさと和歌山のことを調べたり、全ての教科等で活用したりできる環境をつくります。

2. 「わかやまふるさと検定」等の実施

中学生や高校生を対象として、『わかやま何でも帳』等の内容を問う「わかやまふるさと検定」など、各種検定を行い、ふるさと教育を充実します。

3. 県立博物館施設を活用した体験学習、イベント及び出前授業の充実

県立博物館施設では、学校と連携して子供たちが主体的に取り組める体験学習等の機会を充実します。また、学校の要望に応じ、県内全域で出前授業を実施します。さらに、県立博物館施設において子供たちを対象にした友の会(ジュニア友の会(仮称))を創設し、個々の興味を伸ばせるような学習機会を提供します。

4. 世界遺産、日本遺産、その他地域の文化財等に関する教育機会の充実

世界遺産、日本遺産、その他地域の文化財等について学ぶことのできる教材（『世界遺産等ガイドブック（仮称）』）を提供するとともに、その教材を生かしながらクイズ大会の実施や現地で文化財を体感する機会を積極的に設けるなど、児童生徒に郷土の歴史・文化に対する知識理解や興味関心を育む教育機会を充実します。

5. 和歌山県民歌の普及

小学校や中学校の音楽の授業で県民歌を採り上げ、歌えるようになることを目標にします。また、高等学校の入学式や卒業式において県民歌を斉唱します。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値（2016 年度）	目標値（2022 年度）	長期総合計画目標値（2026 年度）
和歌山県作成教科書を活用したふるさと教育実施率	100%	100%を維持	100%を維持
「わかやまふるさと検定」を受けて、更に和歌山のことについて学びたいと思う割合	—	50%	
博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）のジュニア友の会（仮称）会員数	—	510 人	
県立高等学校の入学式・卒業式における県民歌斉唱率	入学式 25% 卒業式 24%	100%	

5. グローバル人材の育成

<現状・課題>

グローバル化が進展する社会において活躍する人材となるには、日本人としてのアイデンティティをもちながら、広い視野に立って培われる教養や専門性、異なる言語・文化・価値観を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性など、様々な資質・能力を併せもつ必要があります。

本県においても、外国人観光客が年々増加するとともに、地元企業が海外に生産拠点を設けたり、海外での販路を開拓するなど、世界との距離が確実に縮まってきています。

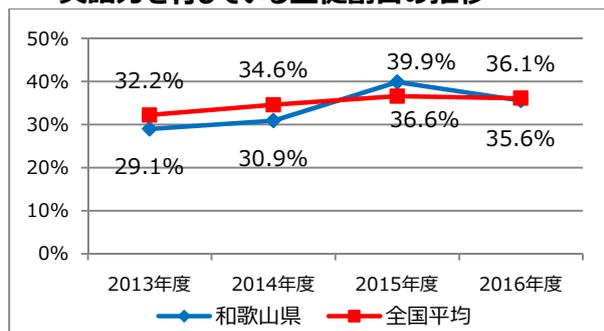
このような中、本県では、高等学校において、「アジア・オセアニア高校生フォーラム」や「和歌山県高校生英語デイベート大会」、「わかやま高校生クイズ in English」、「イノベーションスクール（OECD 教育和歌山版）推進事業」等の取組を行い、自ら課題を発見し解決できる能力や他者と協働できる能力、コミュニケーション能力などの育成を図っています。併せて、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢も育んでいます。

また、そのために必要な英語力については、小・中・高等学校を通して、英語力向上の取組を行っています。しかし、中学校や高等学校において、国が求める英語力（中学校卒業時に英検3級程度、高等学校卒業時に英検準2級程度）を有する生徒の割合は増加傾向にあるものの、まだ十分ではありません。

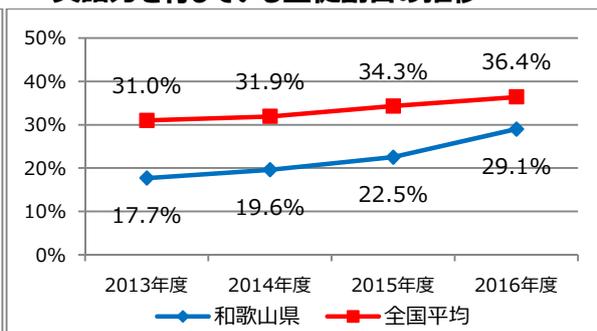
英語担当教員については、英語授業改善研究協議会での取組や、英語教育推進リーダーによる英語担当教員指導力・英語力向上研修、TOEIC 受検、語学力アップ研修を実施し、指導力向上に取り組んでいます。しかし、現状では、国が求める英語力（英検準1級程度）を有する教員の割合も十分ではなく、研修の充実に加え、教員採用検査においても、英語の技能検定の成績等による優秀な教員の確保に努めています。

2020（平成32）年度には小学校において外国語科が導入されることもあり、小学校において中学年で「聞く」「話す」を中心に外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高めた上で、高学年で段階的に「読む」「書く」を加えた授業を行うことから、小・中・高等学校が更に連携して、取組を充実・発展させていく必要があります。

■ 中学校卒業時に英検3級相当の英語力を有している生徒割合の推移

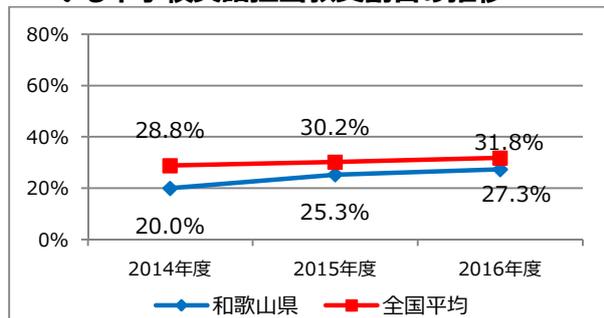


■ 高等学校卒業時に英検準2級相当の英語力を有している生徒割合の推移

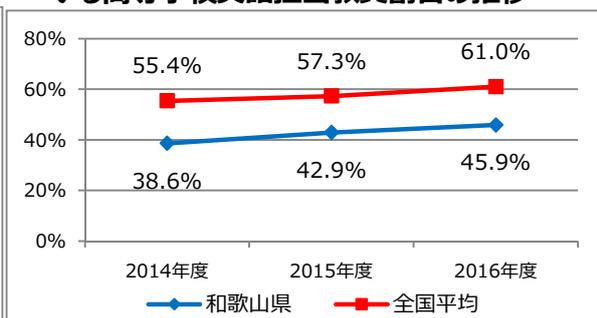


資料：文部科学省「英語教育実施状況調査」から作成

■ 英検準1級相当の英語力を有している中学校英語担当教員割合の推移



■ 英検準1級相当の英語力を有している高等学校英語担当教員割合の推移



資料：文部科学省「英語教育実施状況調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 教員の英語指導力・英語力を向上させるための研修を充実し、指導方法の工夫・改善に取り組むことにより、語学力やコミュニケーション能力を備えたグローバル人材を育成します。
- 高校生海外語学研修や、英語ディベート大会を実施するとともに、コミュニケーション活動を重視した授業を充実します。
- 異なる文化をもつ外国の人々との交流など体験的な活動を通じて、互いの文化や考え方を認め合い、互いに尊敬と信頼をもって協力し合える国際理解教育を推進します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ グローバル社会において活躍できる、語学力・コミュニケーション能力・国際理解の精神などを身に付けた人材を育成します。
- ◆ 小・中・高等学校を通して一貫性のある英語教育を充実するとともに、国際交流の機会を更に創出します。

<重点的に実施する取組>

1. 生徒の英語力向上

学習した語彙や表現を実際に活用する言語活動を行うなど、具体的な課題を設定した授業に取り組み、4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり・発表）」「書くこと」）をバランスよく育成します。

2. 教員の英語指導力向上

外部検定試験の受検を促進し、中学校・高等学校英語科教員の英語力の向上に取り組みます。また、小学校教員が授業内で使われる英語表現「クラスルームイングリッシュ」等を習得できるよう、中学校教員と連携した校内研修等を実施します。

3. 外国語活動、外国語科授業の改善・充実

2020（平成 32）年度から小学校において円滑に外国語科が導入されるように、移行期である 2018（平成 30）年度から新教材の指導方法等の徹底を図るとともに、中・高等学校の英語科教員も共有することで、一貫性のある英語教育の充実や、表現力・発信力を高める授業づくりに取り組みます。

4. 外国語指導講師（FLT）の活用

英語の4技能の総合的な育成のため、県立学校全てに配置している外国語指導講師（FLT）の効果的な活用を進めます。

5. 国際交流の機会の創出

「アジア・オセアニア高校生フォーラム」等を活用し、幅広い国・地域の高校生と本県の高校生が交流する機会の提供等、国際理解教育を推進します。また、「わかやま高校生クイズ in English」等では、英語を使ってふるさとへの愛着を育む機会とします。その他、海外留学支援金を交付することで、学校や地方公共団体等が主催する短期の海外派遣プログラムに学校教育活動の一環として参加する生徒を支援します。

<進捗管理目標>

指 標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）
卒業時に求められる英語力を有している生徒の割合 （中学校卒業時に英検3級相当、高等学校卒業時に英検準2級相当）	中学校 35.6% 高等学校 29.1%	中・高等学校とも 50%
実用英語技能検定準1級相当の英語力を有している英語担当教員の割合	中学校 27.3% 高等学校 45.9%	中学校 50% 高等学校 75%

6. キャリア教育・職業教育の推進

<現状・課題>

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を促す教育活動です。

キャリア教育の全体計画・年間指導計画について、高等学校では作成率 100%ですが、小・中学校では、作成されていない学校が多くあります。2016（平成 28）、2017（平成 29）年度にそれぞれ改訂された学習指導要領に示されたように、特別活動における学級活動を中心としながら、教育課程全体を通してキャリア教育が推進できるよう、全体計画・年間指導計画の在り方を見直す必要があります。

一方、職場体験活動については、小学校の職場見学の実施率は増加しており、中学校での職場体験実施率はほぼ 100%を達成しました。高等学校では、およそ 3 分の 2 の学校で就業体験（インターンシップ）を実施しており、参加生徒数も増加傾向にあります。

また、新規高等学校卒業者の県内就職を促進するため、「応募前サマー企業ガイダンス」や応募前職場見学等の取組を行っています。

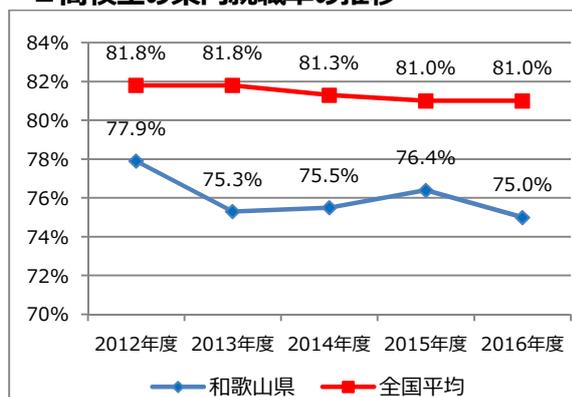
県内に就職した新規高等学校卒業者の離職率については、約 40%が 3 年以内に離職している現状ですが、その割合は減少傾向にあります。

■ 本県のキャリア教育全体計画及び年間指導計画作成率（2016（平成 28）年度）

	小学校	中学校	高等学校
キャリア教育全体計画作成率	27.8%	47.6%	100%
キャリア教育年間指導計画作成率	4.9%	37.9%	100%

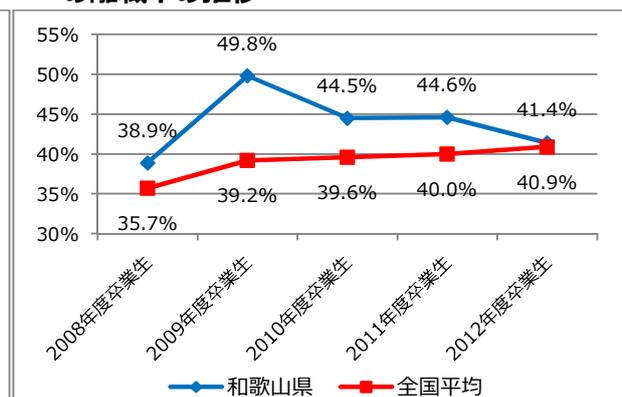
資料：和歌山県教育委員会調べ

■ 高校生の県内就職率の推移



資料：文部科学省「新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査」から作成

■ 新規高等学校卒業就職者の卒業後 3 年以内の離職率の推移



資料：厚生労働省・和歌山労働局「新規学卒者の離職状況」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てるため、小学校においては職場見学、中学校においては職場体験、高等学校においては就業体験を積極的に実施するなど、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 小学校・中学校・高等学校の教育活動を通して、和歌山で働く魅力や県内企業の情報を絶え間なく発信するとともに、企業見学や学校での企業説明会など高等学校と企業が連携した取組を強化することで、高校生の県内就職を促進します。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 自らの人生や将来設計について主体的に考えることを通じて、児童生徒が幼少期からの夢を育みながら、自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てます。
- ◆ 高等学校を支援する地元企業の校友会組織づくりや地域産業との交流の機会を充実し、地元企業への理解を高め、高校生の県内就職を促進します。

＜重点的に実施する取組＞

1. 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

各学校において、特別活動を要とするキャリア教育の全体計画を作成し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育みます。

2. 職業系専門学科等で学ぶ意欲の向上

公立高等学校の職業系専門学科等と県内企業を紹介した冊子『和歌山で学ぶ・働く』を活用し、中学校での進路決定から、職業学科等での学びを経て、社会へ出て働くところまでを系統化し、職業学科等で学ぶ意欲を高める取組を進めます。

3. 職業系専門学科等における職業教育の充実

職業系専門学科においては、地元企業と積極的に連携し、企業から派遣された熟練技術者による指導や企業への就業体験などを行い、職業や企業について学習する機会を充実します。また、農業の6次産業化に対応できる人材を育成するため、関係機関との連携を進めます。

4. 県内就職を中心とした就職支援の充実

就職を希望する生徒に対して、県内就職の魅力発信や地元企業に関する情報提供等を充実するため、地元企業や労働局等と協力し、全就職希望生徒を対象とした「応募前サマー企業ガイダンス」や、学校ごとに行う企業説明会、応募前職場見学等を実施します。また、大学等卒業後の県内への就職を促進するため、進学した生徒に対して、県内の就職関連情報を積極的に提供します。

5. 高い志や学ぶ意欲の育成

目的意識をもって高等教育機関等に進学しようとする意欲や態度を育むため、様々な分野の第一線で活躍する方を講師とする「高校生のための和歌山未来塾」の開催等、知的好奇心や探究心を育む取組を充実します。

6. 体験活動の充実と小・中・高等学校の円滑な接続

児童生徒の発達の段階に応じて、職場見学や職場体験、就業体験、デュアルシステムの取組を充実します。また、児童生徒の学びの過程を記述し、学年や学校を越えて、継続的に蓄積していく教材（キャリア・パスポート（仮称））等の研究を進めます。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値 (2016年度)	目標値 (2022年度)	長期総合計画目標値 (2026年度)
小・中・高等学校におけるキャリア教育全体計画の作成率	小学校 27.8% 中学校 47.6% 高等学校 100%	小・中・高等学校とも 100%	
小・中・高等学校におけるキャリア教育年間指導計画の作成率	小学校 4.9% 中学校 37.9% 高等学校 100%	小・中・高等学校とも 100%	
高校生の県内就職率	75.0%	86%	90%
新規高等学校卒業就職者の卒業後3年以内の離職率	41.4%	23%	20%

7. 幼児期の教育の充実

<現状・課題>

就学前の子供が通う施設は多岐にわたっています。『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が同時に改訂（定）され、2018（平成 30）年度から全面実施となります。その中で、保育所も「幼児教育を行う施設」として示されました。このような状況を踏まえ、幼児期の教育を幼稚園・保育所・認定こども園の園種や公立の枠組みに関わらず一体的に推進するため、県として「就学までに育てほしい具体的な子供の姿」を示すとともに、幼児教育の推進計画を策定し、これらに基づき、どの園（所）においても質の高い教育を提供する必要があります。

また、学びの連続性・一貫性を確保するため、幼児期の学びを小学校以降の教育に円滑につなぐ仕組みを構築し、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下、「幼保こ・小」という。）間で接続を見通した教育・保育課程の編成・実施をするとともに、特別な支援を必要とする子供に対して適切な教育が提供できるよう、関係機関との連携を一層強化した取組を行う必要があります。しかし、本県の各市町村の幼保こ・小接続のための取組については、授業や行事等の交流はあるものの、円滑な接続を見通した教育・保育課程の編成・実施をしているのは、2016（平成 28）年度時点で 4 町です。

このようなことから、幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修等に加えて、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続など、教育・保育内容に関わる業務について、2017（平成 29）年度から一括して県教育委員会が行うこととしました。2020（平成 32）年度から全面実施される『小学校学習指導要領』においても、校種間の円滑な接続が重視され、一貫した学びの充実が求められていることから、早急に取組を進めていく必要があります。

一方で、子育てに関する価値観が多様化し、家庭や地域での子供の生活が大きく変容していることから、健全な成長に必要な体験等が不足し、基本的な生活習慣が身に付いていない子供も多く、家庭や地域の教育力の向上も必要です。

■本県の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の接続状況（2016（平成 28）年度）

段階	各市町村における幼保こ・小の接続状況
ステップ 0（5 市町村）	連携の予定・計画がまだない
ステップ 1（2 町）	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である
ステップ 2（19 市町）	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育・保育課程の編成・実施は行われていない
ステップ 3（4 町）	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育・保育課程の編成・実施が行われている
ステップ 4（なし）	接続を見通して編成・実施された教育・保育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている

資料：和歌山県教育委員会調べ

<長期総合計画の主な施策>

- 幼児教育全体の質を向上させるため、幼児教育の推進計画を策定するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校をつなぐ教育の仕組みを構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。
- 保育士・教職員の資質や専門性を高める研修カリキュラムを構築します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 「就学までに育ってほしい具体的な子供の姿」を示すとともに、幼児教育の推進計画を策定し、幼児期の教育全体の質の向上と、幼児期から児童期への円滑な接続による一貫した教育の充実に取り組みます。
- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員を対象とした合同研修の充実や、各園（所）への幼児教育アドバイザー等の訪問指導による園（所）内研修の活性化により、保育者の資質及び専門性を向上します。

<重点的に実施する取組>

1. 幼児教育の推進計画の着実な実施

今後本県が推進する幼児教育の計画等を示し、その周知を図り、市町村及び関係機関と協力しながら幼児教育の充実を一層促進します。

2. 幼児期における教育・保育の質の向上

本県の子供の実態や課題を踏まえて設定した「就学までに育ってほしい具体的な子供の姿」を教育・保育課程に生かし、幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育内容を一層充実します。また、幼児教育アドバイザーが、各園（所）を訪問し、保育実践やカリキュラム等に対する助言を行い、保育の質の向上に取り組みます。

3. 幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員を対象とした各種研修会を実施し、保育者の資質及び専門性の向上に取り組みます。また、研修会の実施に当たり、喫緊の課題や受講対象者のニーズに応じたテーマを設定し研修を充実します。

4. 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校教育の円滑な接続

小学校区単位での幼保こ・小の職員による授業・保育参観や意見交換、幼児と児童の交流活動等を行い、相互理解を進めます。また、各園（所）及び小学校で「就学までに育ってほしい具体的な子供の姿」を共有し、接続期カリキュラムの充実・改善を通して、小学校入学時の子供の学校生活へのスムーズな適応を進めます。

5. 特別な支援を必要とする子供の援助・支援

近隣の特別支援学校や医療機関・福祉施設等関係機関との連携を図り、個々の幼児の実態に応じた指導を組織的・計画的に行えるよう進めます。また、就学に当たり適切な指導につながる「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）等の作成・活用を推進します。

6. 家庭や地域の教育力の向上

子育て家庭に対して、基本的な生活習慣の確立や幼児期における生活体験の重要性等について『家庭教育サポートブック』を活用した啓発を行うなど、家庭の教育力の向上に取り組みます。

<進捗管理目標>

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）
幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修のアンケートにおける参加者による研修内容の評価	4.4 (5段階で評価 平均値)	4.5以上
幼保こ・小の連携・接続状況におけるステップ3段階以上の市町村の割合	13.3%	100%
幼稚園における特別支援を必要とする子供への「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）作成率	12.8%	60%

8. 特別支援教育の充実

<現状・課題>

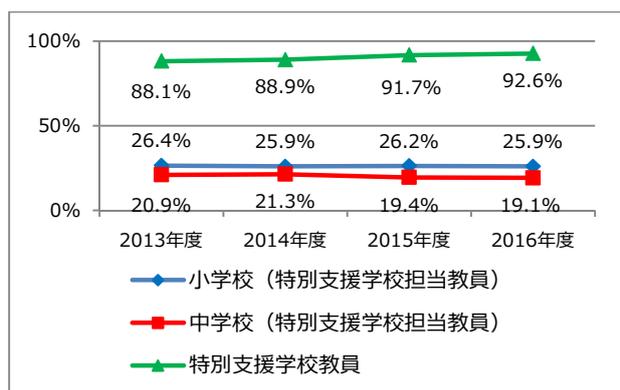
インクルーシブ教育システム（障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組み）の充実には、特別支援教育を推進していくための多様な学びの場の整備とともに、教員の専門性の向上が求められています。

教員の専門性の向上については、特別支援学校教諭免許状保有率の向上に向けた取組を進めるとともに、幼稚園・保育所等や小・中・高等学校では、特別支援学校のセンター的機能等を活用しつつ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の活用を通じた指導・支援の充実を図る必要があります。特に、個別の教育支援計画については、就学先の決定等、幼稚園・保育所等から小学校及び特別支援学校小学部への円滑な接続に向けた活用が期待されます。

学びの場の一つである通級指導教室については、義務教育段階での整備促進とともに、2018（平成30）年度から制度化される高等学校での体制整備を進める必要があります。

また、本県では、特別支援学校高等部の企業等への就労率がここ数年の全国平均と比較して低い状況にあります。障害のある児童生徒の社会的・職業的自立の促進に向けて、特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の推進を図るとともに、労働、福祉等関係機関との連携による就労支援の充実を更に進める必要があります。

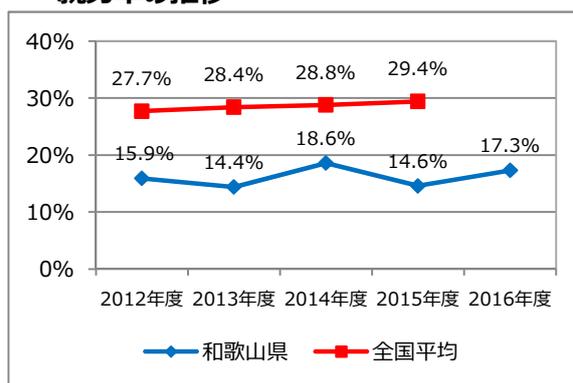
■ 特別支援学校教諭免許状保有率



※調査対象：本務者

資料：和歌山県教育委員会調べ

■ 特別支援学校高等部卒業生の企業等への就労率の推移



※2016（平成28）年度卒業生の全国平均は未発表です。

資料：和歌山県教育委員会調べ

■ 県内の小・中学校及び和歌山ろう学校の通級指導教室数

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
小学校	38 教室	39 教室	39 教室	40 教室
中学校	3 教室	3 教室	3 教室	3 教室
特別支援学校 (和歌山ろう学校)	1 教室	1 教室	1 教室	1 教室
計	42 教室	43 教室	43 教室	44 教室

資料：和歌山県教育委員会調べ

<長期総合計画の主な施策>

- インクルーシブ教育システム（障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組み）を充実するため、特別支援学校の地域におけるセンター的機能を強化するとともに、教員の専門性の向上に取り組みます。
- 職場体験学習の充実や職場開拓に取り組み、地元企業との連携による就労の促進や定着を進めます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 障害のある幼児児童生徒がその特性に応じた十分な教育が受けられるよう、切れ目ない指導・支援の充実に取り組みます。
- ◆ 通級指導教室の充実に向けて、高等学校を含めた体制の整備を進めます。
- ◆ 特別支援学校教諭免許状の取得促進に取り組みます。
- ◆ 一人一人のキャリア発達を支援する系統的な取組を進めるとともに、社会的・職業的自立に向けた職業教育の充実に取り組みます。
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能を充実し、幼稚園・保育所等や小・中・高等学校を支援します。

＜重点的に実施する取組＞

1. 「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）の活用推進

切れ目ない支援の充実に向けて、「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）の効果的な活用を進めるとともに、幼児期からそれぞれの学びの場への円滑な引継ぎのシステムを構築します。

2. 通級指導教室の体制整備促進

通級指導教室について、義務教育段階での体制整備を推進するとともに、学びの連続性の観点から、高等学校における取組を進めます。

3. 特別支援学校教諭二種免許状の取得促進

特別支援学校教諭二種免許状取得に係る教育職員免許法認定講習を継続して開講するとともに、市町村教育委員会を通じ、特別支援学級及び通級指導教室の担当者に対して積極的な受講を働きかけます。

4. 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の推進

小学部、中学部、高等部の系統性を踏まえ、教育活動全体を通してキャリア教育を推進します。また、作業学習のさらなる充実や早期からの現場実習を通して、生徒の就労意欲や進路意識の醸成を図るとともに、各学校における地元企業参加の組織づくりを促進し、多様な視点からの指導・助言による授業改善につなげます。

5. 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校間で専門性を共有できるネットワークを一層強化するとともに、校内資源を最大限活用し、幼稚園・保育所等や小・中・高等学校からの要請に応じた相談支援活動の充実に取り組みます。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）
特別支援を必要とする子供への「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）作成率	幼稚園 12.8% 小学校 48.6% 中学校 38.7% 高等学校 27.5%	幼稚園 60% 小学校 90% 中学校 90% 高等学校 40%
通級指導教室数	小学校 40 教室 中学校 3 教室 高等学校 0 教室	小学校 54 教室 中学校 13 教室 高等学校 3 教室
特別支援学校教諭免許状保有率 (小・中学校は特別支援学級担当教員)	小学校 19.1% 中学校 25.9% 特別支援学校 92.6%	小学校 60% 中学校 60% 特別支援学校 100%
特別支援学校高等部の企業等への就労率	17.3%	25%

※個別の教育支援計画作成率：同計画を作成する必要のある該当者がいない学校（園）を含む、公立設置校（園）数を母数として算出しています。

基本的方向 2 信頼される質の高い教育環境づくり

1. いじめへの対応

<現状・課題>

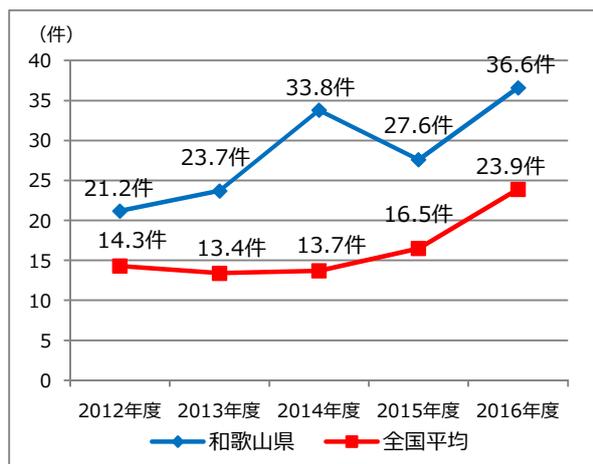
これまで、『和歌山県いじめ防止基本方針』や『いじめ問題対応マニュアル』等を活用した校内研修を徹底し、各学校がいじめアンケート等の取組を進め、小さないじめの兆候も見逃さず、早期発見・早期対応に取り組んだ結果、いじめの認知件数と解消率が全国と比較して高い状況となっています。

また、2017（平成 29）年 3 月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されました。本県においても、この改定された新たな方針に沿って、チーム対応の強化や関係機関との連携強化など、更に取組を進めています。

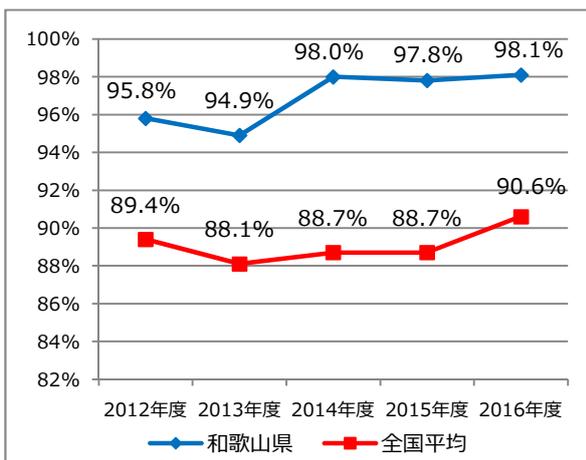
しかし一方で、深刻ないじめ（重大事態等）の発生や、スマートフォンを介した SNS、無料通信アプリ等による誹謗中傷に加え、そうした問題の不透明化が進むなど、変容するいじめへの対応が課題となっています。

いじめは人間の尊厳・人権に関わる重大な問題であり、生命に重大な危険を生じさせる恐れもあるため、自殺予防教育も充実する必要があります。

■ 千人当たりのいじめ認知件数の推移



■ いじめ解消率の推移



※いじめ認知件数・いじめ解消率ともに国公立の小・中・高等学校を合わせた数値です。

※2016年度は速報値です。

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- いじめや不登校を生まない学校づくりや、未然防止、早期発見・早期対応の取組を進め、学校、県、市町村、関係機関が総力をあげて、その根絶・解消に取り組めます。
- マニュアルの活用や教員研修の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 教職員のいじめに対する意識と組織的に対応する能力を高めます。
- ◆ 保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、児童生徒に豊かな心を育み、いじめを生まない学校づくりを進めます。
- ◆ いじめを積極的に認知し、未然防止・早期発見・早期対応に努め、いじめの解消に取り組みます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 和歌山県いじめ防止基本方針に基づいた取組の徹底

全ての児童生徒にとって、学校が安全・安心な場となるよう、スマートフォンを介したSNS、無料通信アプリ等による誹謗中傷への対処を含め、いじめの防止に社会総がかりで取り組みます。

2. 『いじめ問題対応マニュアル』『いじめ問題対応ハンドブック』の活用

各学校におけるいじめ問題の解消に向けて、『いじめ問題対応マニュアル』や『いじめ問題対応ハンドブック』を活用した校内研修を促進し、教職員の対応力を高めるとともに、教職員の共通理解のもと、個人ではなく、組織で対応します。

3. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び活用促進

児童生徒や保護者に対する支援を充実するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。また、いじめ問題に対して教職員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携・協力し、組織的な取組を行います。

4. 「子供 SOSダイヤル」の活用

いじめ等に係る子供の心理的な問題について、電話相談を行います。

5. いじめアンケート調査と個人面談の徹底

いじめに係るアンケート調査を年間に複数回行うことで、いち早く情報をキャッチし、早期発見・早期対応を行います。また、いじめ解消の要件を満たしているかどうかを確認し、いじめ解消の徹底に取り組みます。

6. 自殺予防に係る取組の充実

各学校の生徒指導担当者を集めた生徒指導研究協議会や生徒指導部長会議において、児童生徒の自殺防止や緊急時の対応について研修を行うとともに、校内はもとより、関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組みます。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値（2026年度）
いじめ解消率	98.1%	100%	100%
スクールカウンセラーの配置率	小学校 39.3% 中学校 84.7% 高等学校及び 特別支援学校 95.1%	全ての学校で 100%	
スクールソーシャルワーカーの配置率	市町村 80% 県立学校 7%	市町村 100% 県立学校 25%	
いじめアンケート調査実施率	99.1%	100%	

※スクールカウンセラーは、中・高等学校及び特別支援学校については、2016年度時点で希望校全てに配置しています。

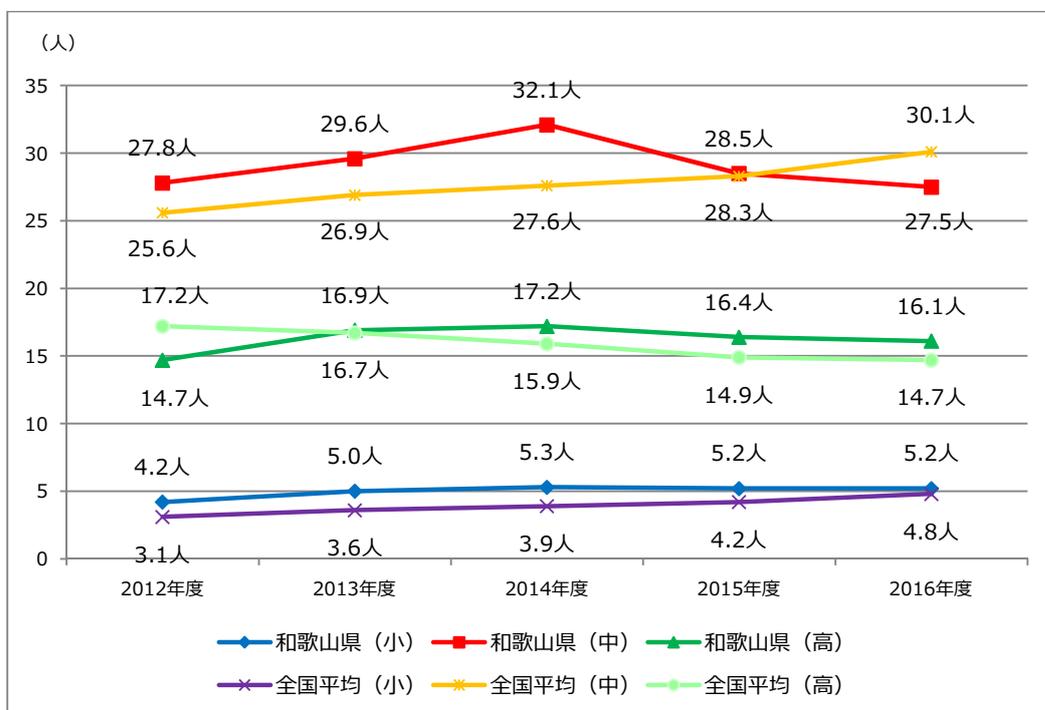
2. 不登校への対応

<現状・課題>

『不登校を生まない集団づくり』や『みんな生き生き！学級集団づくり』等のマニュアル・リーフレットを活用した校内研修を推進するとともに、小・中学校において『累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート』をもとに組織的な対応に取り組んできました。また、2015（平成27）年12月から5回にわたり、「不登校対策に係る有識者会議」を開催し、2016（平成28）年7月には、会議の「まとめ」を各市町村教育委員会、学校に周知しました。

このような取組の結果、2016（平成28）年度では、全国的に小・中学校の不登校児童生徒数が増加傾向にある中、本県は小学校で横ばい、中学校で減少し、特に中学校は全国値を下回りました。

■千人当たりの不登校児童生徒数の推移



※（小）は小学校、（中）は中学校、（高）は高等学校を示しています。

※2016年度は速報値です。

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- いじめや不登校を生まない学校づくりや、未然防止、早期発見・早期対応の取組を進め、学校、県、市町村、関係機関が総力をあげて、その根絶・解消に取り組めます。
- マニュアルの活用や教員研修の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めます。
- 不登校については、適応指導教室を拡充し、学校復帰支援の取組を進めます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 教職員が不登校について正しく理解し、組織的に対応する能力を高めます。
- ◆ 保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、不登校を生まない学校づくりを進めます。
- ◆ 欠席しがちな児童生徒の状況を把握し、未然防止・早期発見・早期対応に努め、不登校の解消に取り組みます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 『不登校問題対応の手引き』の活用

全ての教職員が不登校について正しく理解し、適切に対応するために、『不登校問題対応の手引き』を活用し、欠席しがちな児童生徒を把握するとともに、校内ケース会議を開き、見立て（アセスメント）を行い、関係機関と連携しながら対応します。

2. 「累計 5 日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用した組織的な取組の推進

欠席しがちな児童生徒の状況を把握し、的確な見立てを行い、組織的に取り組むことを徹底します。

3. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び活用促進

児童生徒や保護者に対する支援を充実するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。また、不登校に対して教職員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携・協力し、組織的な取組を行います。

4. 保護者向けマニュアルの作成・活用

欠席しがちな児童生徒の理解と具体的な関わり方について、保護者の理解を深め、不登校予防と早期の学校復帰に役立てます。

5. 教育支援センター（適応指導教室）設置拡充の推進

欠席しがちな児童生徒と学校をつなぐための教育支援センター（適応指導教室）の設置拡充を推進し、不登校の早期対応や学校復帰の取組を充実します。

6. 不登校対策プロジェクトチームの設置

県が行う不登校対策の施策を実行するに当たり、不登校について学識経験を有する者を招聘し、施策の進め方や各施策の効果について、専門的な視点から出される意見を聴取します。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値（2016 年度）	目標値（2022 年度）	長期総合計画目標値（2026 年度）
小・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数	13.3 人	10.0 人	8.0 人
高等学校での千人当たりの不登校生徒数	16.1 人	13.0 人	
スクールカウンセラーの配置率	小学校 39.3% 中学校 84.7% 高等学校及び特別支援学校 95.1%	全ての学校で 100%	
スクールソーシャルワーカーの配置率	市町村 80% 県立学校 7%	市町村 100% 県立学校 25%	
教育支援センター（適応指導教室）を設置している市町村の割合	46.7%	80%	

※スクールカウンセラーは、中・高等学校及び特別支援学校については、2016 年度時点で希望校全てに配置しています。

3. 教職員の資質・能力の向上

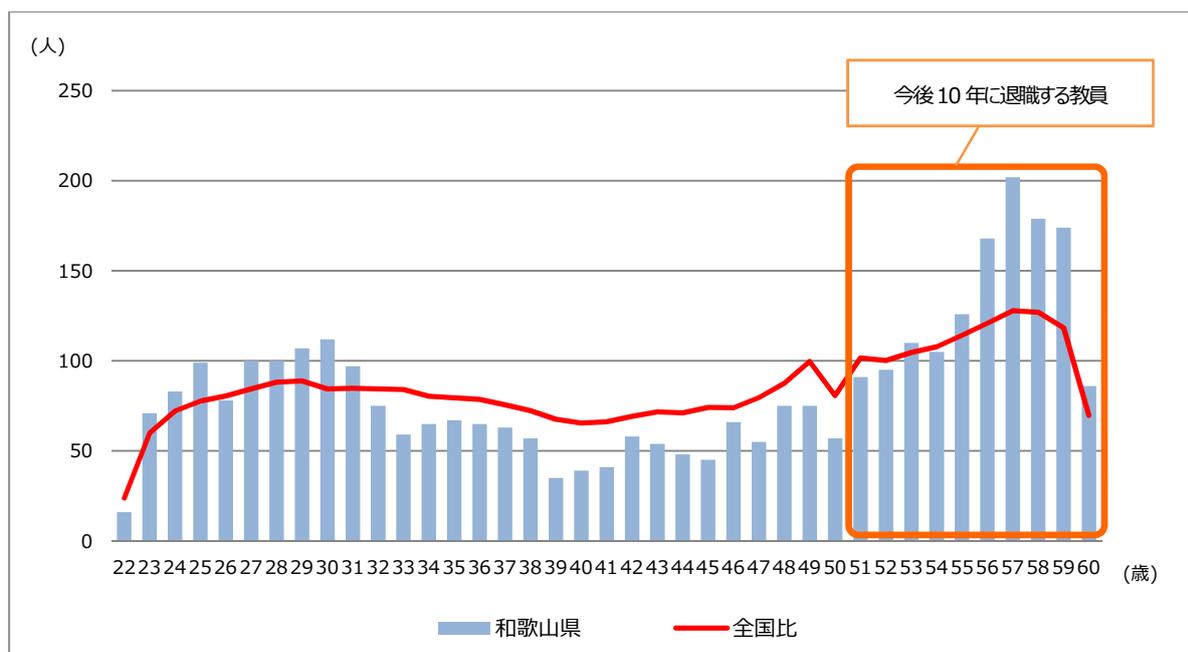
<現状・課題>

近年、ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員等の大量採用の影響により、教員の年齢構成や経験年数に不均衡が生じています。そのため、従来、学校において当たり前に行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難になっています。特に、本県における教員の年齢構成をみると、全国に比べて世代交代が著しく、相対的に人数の少ない中堅教員には、学校経営を支え、学校運営を進める役割に加え、増加する若手教員を育成する役割が求められています。

また、いじめ・不登校や暴力行為、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校を取り巻く環境が複雑かつ多様化し、教員に求められる役割は拡大しています。

このような状況においても、各学校の課題解決や学習指導要領改訂の趣旨にのっとった教育課程の実現に向け、学校がチームとして機能することや、教職員の実践的指導力の向上が求められています。そのため、教職員の経験に応じたキャリアステージごとに求められる資質・能力を教員育成の「指標」として明確にし、体系的な研修体制の確立が不可欠となっています。

■本県の小学校教員の年齢構成（2016（平成28）年度）



※全国比とは、全国の年齢構成を本県の教員数に当てはめた数です。 資料：文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 教員の指導力や専門性の向上のため、教員研修を充実するとともに、県内市町村間の交流や都道府県への教員派遣を進めます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 研修等を通して教職員のキャリアステージに応じた学びや成長を支援します。
- ◆ 市町村教育委員会の学力向上等に係る事業を推進するとともに、各学校の課題の解決を図るため、教科指導、生徒指導等、各学校のニーズに対応した指導・支援を行い、学校力及び教職員の資質・能力の向上に取り組みます。
- ◆ 児童生徒一人一人の確かな学びと成長を支えることができる優秀な教員の確保に努めます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 校長及び教員としての資質・能力の向上に関する指標等の作成及び改訂

教員の養成や研修の内容について、教育委員会と大学等が相互に議論する「きのくに教員育成協議会」を開催し、校長及び教員としての資質・能力の向上に関する指標や研修体系の見直しを行います。

2. 学校指導・支援事業の充実

学校がチームとして機能するとともに、教職員の実践的指導力の向上のため、指導主事による学校訪問等を行い、各教科・領域等の授業づくり、児童生徒理解、特別支援教育の推進・充実等、様々な指導・支援を実施します。

3. 教育資料の収集と教育課題に関する調査研究

各学校の教育課程の編成や新しい教科・科目の導入に対する支援、指導方法や指導案づくり及び評価の在り方等への支援を行うため、教育センター学びの丘のカリキュラムセンター機能（教育資料の収集や教育課題に関する調査研究）を充実させます。

4. 校内研修及び個人研修のための動画研修パッケージの充実

今日的な教育課題に対して、大学教授の講義等の動画とワークショップ等を組み合わせた研修パッケージを作成、配信します。この活用を通して、校内研修及び個人研修を充実します。

5. 他都道府県への教員派遣の推進

中核となる教員や管理職を、学力向上の取組に成果を上げている県外の学校へ派遣し、授業力や様々な課題に対応する学校経営力を向上させ、その成果を県内に普及することにより、学力等の向上に取り組みます。

6. 特に優れた教育実践を行った教職員等の表彰

特に優れた教育実践を行い、成果を上げている教職員等を「きのくに教育賞」として表彰することにより、学校教育全体の活性化に取り組みます。また、その受賞者の中で、継続的な実践で成果を上げている者を「きのくに教育の匠」とし、他の教職員の指導力の向上や学校マネジメントの改善に取り組みます。

7. 優秀な教員の確保

児童生徒数の減少に伴い、教員定数の縮小が見込まれる中、児童生徒一人一人の確かな学びと成長を支えることができる優秀な教員の確保に努めます。なお、定数内講師については、約 500 人（2016（平成 28）年度）を半減させることを目途に計画的な取組を進めます。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値（2016 年度）	目標値（2022 年度）
初任者研修のアンケートにおいて「研修が学習指導に効果的であった」とする回答の割合	74.3%	80%
中堅教諭等資質向上研修のアンケートにおいて「ミドルリーダーとしての意識・態度の向上に効果的であった」とする回答の割合	84.1%	90%
教育センター学びの丘による学校指導・支援事業実施数	150 回	170 回

4. 教職員の勤務環境の整備

<現状・課題>

近年、急激な社会の変化に伴い、いじめ・不登校や暴力行為、特別な支援を必要とする子供への対応など、学校現場を取り巻く環境が複雑かつ多様化し、教職員の業務は多岐にわたっています。さらに、このような状況に加え、事務量の増加や保護者への対応、部活動の指導等により、業務負担が増大している中、子供と向き合う時間の確保が課題となっています。

文部科学省の2016（平成28）年度の全国調査によると、「教諭の平日1日当たりの平均勤務時間」は、小学校で前回調査（2006（平成18）年度）から43分増の11時間15分、中学校で32分増の11時間32分であり、週に60時間以上勤務している教員は、小学校では33.5%、中学校では57.6%に上っています。また、部活動・クラブ活動における土日業務は、中学校において、前回調査の1時間6分から2時間10分にほぼ倍増しています。この結果は、全国の小・中学校抽出調査であるものの、教員の長時間勤務の実態については全国的な傾向であることから、本県においても、教員の長時間勤務の改善は喫緊の課題です。

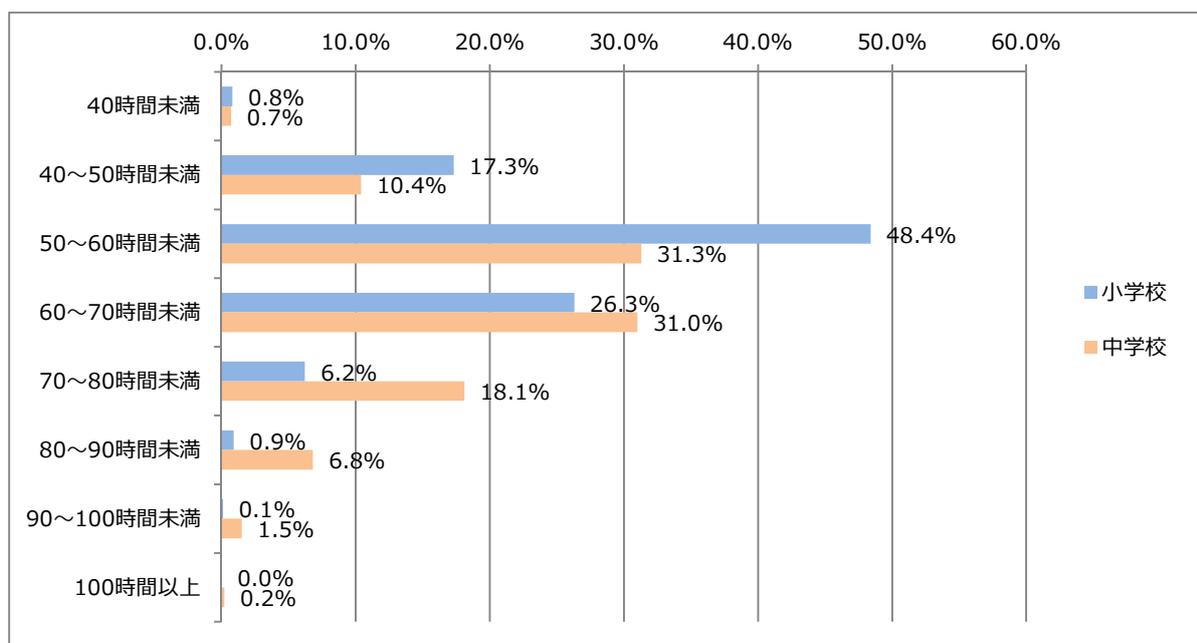
このような状況において、教職員が心身ともに健康でやりがいを持ち、子供と向き合う時間を十分に確保できるよう、環境や体制の整備が必要不可欠です。そのためには、勤務時間を十分に認識した働き方や、学校・教職員の業務改善の取組を推進していくことなど、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要があります。

■ 教諭の1日当たりの学内勤務時間の全国平均

	小学校			中学校		
	2016年度	2006年度	増減	2016年度	2006年度	増減
平日	11時間15分	10時間32分	43分増	11時間32分	11時間	32分増
休日	1時間7分	18分	49分増	3時間22分	1時間33分	1時間49分増

資料：文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）」から作成

■ 1週間当たりの学内総勤務時間数の分布（全国平均）



資料：文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 学校の指導体制や学校業務を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 教員の勤務実態を把握し、校務の効率化等に取り組むことで、多忙化を解消し、子供と向き合う時間を確保するとともに、教職員の心身の健康を保持します。

<重点的に実施する取組>

1. 校務の効率化の推進

校務支援システムの積極的な活用や会議の効率的な運営など、学校における「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進します。

2. 調査等の精選及び会議等の合理化の推進

県教育委員会から学校に対して行っている調査・アンケート等や会議・研修会等について、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組めます。

3. 部活動の適切な運営

部活動における休養日・練習時間の設定や部活動指導員の配置により、教職員の負担軽減や生徒の安全かつ効果的な活動を確保するための指導体制の充実に取り組めます。

4. 勤務時間を十分に認識した働き方の推進と業務範囲の明確化

出退勤時間管理による業務改善への取組や、勤務時間外における問合せ対応の体制整備等、勤務時間を十分に認識した働き方への取組を推進するとともに、学校の業務や教職員の業務の範囲を明確にし、教職員が本来業務に集中できる体制の整備に取り組めます。

5. 「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進

教員が抱え込んでしまう仕事を分担するため、多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフや、事務作業等をサポートするスタッフ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、専門スタッフの配置を促進します。

<進捗管理目標>

指標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)
部活動における休養日・練習時間を設定している学校の割合	—	100%
統合型校務支援システムを整備済みの市町村の割合	16.7%	100%

5. 教育の情報化の推進

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、本県の「学校における ICT 環境の整備状況」は、教育用コンピュータの整備や超高速インターネット接続率については全国的に見て比較的上位に位置しているものの、普通教室の校内 LAN や校務用コンピュータの整備率については下位にとどまっています。特に、県立学校では無線 LAN の整備、市町村立学校では校務用コンピュータと校務支援システムの整備が進んでいない状況です。これらの整備の遅れている ICT 環境については早急な対策が必要となっています。

校務支援システムについては、県立高等学校は 2011（平成 23）年度、県立中学校・特別支援学校は 2015（平成 27）年度に導入済みである一方、市町村立学校ではシステムの導入が十分に進んでいないことから、2017（平成 29）年度に、全 30 市町村による「和歌山県市町村教育情報化推進協議会」を設置し、統合型校務支援システムを共同調達する方針を取り決めました。

また、本県の「教員の ICT 活用指導力」については、一定の指導力があると認められるものの、順位については全国的に見て比較的中位から下位に位置していることから、研修の体系的な実施や教材の開発等により、教員の ICT 活用指導力の向上を図る必要があります。

■学校における ICT 環境の整備状況（2016（平成 28）年度）

	調査結果	全国順位
教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	4.8 人	9 位
普通教室の無線 LAN 整備率	27.4%	25 位
普通教室の校内 LAN 整備率	78.3%	42 位
超高速インターネット接続率（100Mbps 以上）	51.2%	14 位
普通教室の電子黒板整備率	19.3%	28 位
教員の校務用コンピュータ整備率	118.1%	31 位
統合型校務支援システム整備率	55.6%	15 位

資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成 28 年度）」〔速報値〕から作成

■教員の ICT 活用指導力（2016（平成 28）年度）

	調査結果	全国順位
教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力	83.0%	33 位
授業中に ICT を活用して指導する能力	72.3%	34 位
児童生徒の ICT 活用を指導する能力	64.1%	34 位
情報モラルなどを指導する能力	79.6%	27 位
校務に ICT を活用する能力	76.8%	39 位
ICT 活用指導力の研修を受講した教員の割合	28.6%	37 位

※各能力については「わかりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合

資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成 28 年度）」〔速報値〕から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 情報化社会に対応できる能力を育成するため、学校における ICT 環境の整備や教員の ICT 活用指導力を強化し、教育の情報化を推進します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ これからの社会を生きる全ての子供に対して情報活用能力を育成するため、発達の段階に応じて体系的に ICT 教育を進めます。
- ◆ ICT を効果的に活用した、児童生徒にとって分かりやすく理解が深まる授業の実現をめざします。
- ◆ 校務の情報化を進め、校務の負担軽減、教育の質の向上等を進めます。

<重点的に実施する取組>

1. 情報教育の充実

学習の基盤となる資質・能力と位置付けられる情報活用能力を育成するため、地域や学校の実態に応じた情報教育に取り組みます。特に、各学校において、コンピュータ等の情報手段の操作・活用、プログラミング的思考、情報モラル、データ活用能力の向上を図る取組を推進します。

2. 「きのくに ICT 教育」の推進

発達の段階に応じて、コンピュータ等の情報手段の操作・活用の習得やプログラミング的思考の育成を、本県独自の取組として体系的に行う「きのくに ICT 教育」を推進します。また、学校と地元企業が連携・協力し、高度な ICT スキルを有する技術者が学校で指導する機会を設けるなど、児童生徒がより高い知識や技術を学ぶ機会の充実に取り組みます。

3. 教員の ICT 活用指導力の向上と ICT を効果的に活用した授業の推進

指導資料・実践事例等を教員間で共有する仕組みを構築するとともに、ICT を効果的に活用した授業を推進するため、研修等の体制を整備します。

4. 学校における ICT 環境の整備

国の「教育 ICT 環境整備指針」に基づき、大型提示装置、無線 LAN、児童生徒用タブレットパソコンなど、学校の ICT 環境の整備を計画的に進めます。

5. 校務の情報化の推進

教員の業務負担軽減のため、校務支援システムの効果的な活用を推進します。また、学習記録と校務データを連携させることにより、個々の児童生徒に応じた指導の充実に図るなど、ICT を活用して業務の改善を進めます。さらに、情報セキュリティの確保に徹底して取り組みます。

6. 市町村における統合型校務支援システムの整備促進

「和歌山県市町村教育情報化推進協議会」で取り決めた共同調達の方式を活用し、市町村における統合型校務支援システムの整備を促進します。

<進捗管理目標>

指標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)
学習者用コンピュータの整備	—	3 クラスに 1 クラス分
普通教室の無線 LAN 整備率	27.4%	100%
普通教室における大型提示装置整備率	19.3%	100%
統合型校務支援システムを整備済みの市町村の割合	16.7%	100%
授業中に ICT を活用して指導する能力（「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合）	72.3%	90%

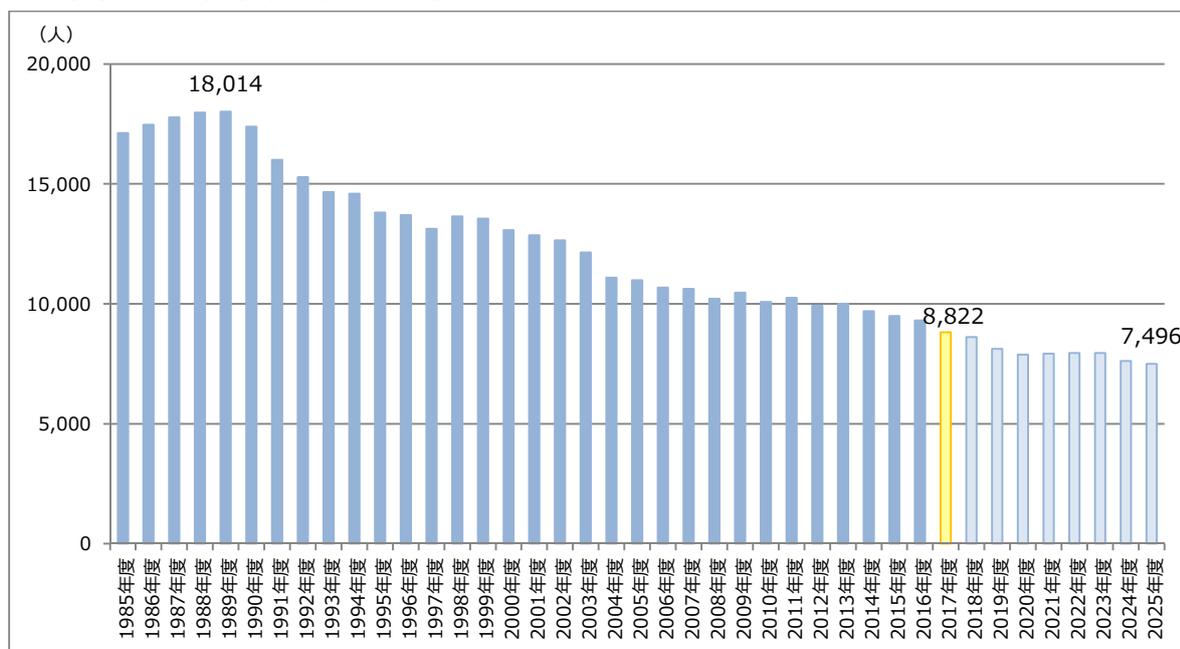
6. 学校の適正規模化への対応と施設環境の充実

<現状・課題>

本県では、児童生徒数の減少が急速に進む中、教育環境の充実や魅力ある学校づくりに取り組んできました。高等学校においては、「県立高等学校再編整備計画」（2005（平成17）年5月策定）に基づき、高等学校の統合や再編、定時制課程と通信制課程を併設した拠点校づくりを進めるとともに、2016（平成28）年4月には、中学校卒業生徒数のさらなる減少や地域活性化の視点から、今後進めるべき再編整備の方向性を示す「県立高等学校再編整備基本方針」を策定しました。今後も、少子化に対応した、より魅力と活力のある学校づくりが必要です。また、小・中学校の適正規模化や魅力ある学校づくりについては、設置者である市町村が、それぞれの地域の実情を十分に検討した上で、地域の理解と協力のもとに進めていく必要があります。

施設環境については、施設の耐震化率において、県立学校は100%を達成、市町村立学校は統廃合等の個別の事情により耐震化が未実施の11棟を除いて完了しており、おおむね達成した状況となっています。一方、第2次ベビーブーム世代の児童生徒増により建設された校舎が更新時期を迎えつつあることから、計画的な改築・改修・更新等が必要となっています。

■ 本県の中学校卒業生徒数の推移



※国立・公立・私立学校を含みます。

※2018年度以降の数値は、小・中学校の児童生徒数に基づいた予測値です。

資料：文部科学省「学校基本調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 進路希望の多様化や児童生徒数の減少に対応した学校づくりを進めます。なお、高等学校においては、学科改編や統合・再編に取り組みます。
- 障害のある人に配慮した生活環境を整備するため、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 小・中学校の適正規模化を進める市町村に適切な助言を行うとともに、魅力ある学校づくりを支援します。
- ◆ 高等学校においては、各地域の状況に応じた学校、学科等の規模や配置、特色化を図ります。
- ◆ 学校施設の長寿命化計画を策定し、更新時期を迎えた学校施設の計画的な改築・改修・更新等を進めます。
- ◆ 障害のある児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学習環境を整備します。

＜重点的に実施する取組＞

1. 市町村が進める適正規模化への取組や小・中学校の魅力ある学校づくりの支援

市町村が進める小・中学校の適正規模化への取組や、魅力ある学校づくりに対する助言や情報提供を行います。

2. 高等学校の学科改編や統合・再編

特色ある高等学校づくりに向けて必要な学科改編を行います。また、「県立高等学校再編整備基本方針」に従い、高等学校の適正配置に取り組みます。特に、入学者数が少ない学校や学科については、地域の状況等も勘案しながら、統廃合を検討します。

3. 公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の推進

公立学校施設の耐震化や、屋内運動場等の吊り天井の落下防止等非構造部材の耐震対策を完了します。また、よりよい教育環境を整えるため、公立学校の普通教室への空調設備の設置やトイレの洋式化を進めるとともに、屋内運動場や校舎の段差の解消、自動ドアや多目的トイレ等の設置など、障害のある児童生徒が安心して学べる学習環境を整備します。なお、南紀支援学校とはまゆう支援学校の統合校では、安心・安全で多様な教育的ニーズに対応できる新校舎を建設します。

4. 学校施設の防災機能の整備

備蓄倉庫や耐震性貯水槽、自家発電設備の設置など、災害時に避難所に指定されている学校施設の防災機能の整備を進めます。

5. 中長期整備計画の策定

国の「インフラ長寿命化計画」に基づき、県や市町村において学校施設の長寿命化計画を策定します。また、効果的・効率的に学校施設の長寿命化を図り、良好な状態の維持や安全性の確保に努めます。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)
公立小・中学校の耐震化率	98.7%	100%
公立小・中学校の屋内運動場等における吊り天井の落下防止対策実施率	86.8%	100%
公立小・中学校の普通教室への空調設備設置率	44.5%	60%
学校のトイレの洋式化率	市町村 31.1% 県立学校 34.7%	市町村、県立学校とも 50%
学校施設の長寿命化計画を策定した市町村の割合	—	100%

7. 防災・安全教育の充実

<現状・課題>

公立小・中学校では、『和歌山県防災教育指導の手引き』を活用し、自らの安全を確保するための判断能力や行動力を育成する防災教育や避難訓練に取り組んでいます。また、全ての県立高等学校では、避難所運営訓練等を行う「高校生防災スクール」を実施しています。引き続き、地震・津波は言うまでもなく、風水害や土砂災害等、様々な災害に応じて、各学校の防災教育、地域と連携した避難訓練を充実させていくことが重要です。

さらに、2015（平成 27）年の国連総会で、11 月 5 日が「世界津波の日」として制定されたことを受け、防災意識のさらなる向上のため「世界津波の日」リーフレットを作成し、県内全ての児童生徒に配布しました。リーフレットには「世界津波の日」の意義やその由来となった「稲むらの火」の故事、津波発生時の行動などを掲載しており、各学校において防災教育や避難訓練の事前・事後学習に活用しています。

一方、自転車事故防止啓発運動として、毎月 1 日と 15 日に県内全域で中・高等学校を対象に「自転車安全運転街頭指導」を実施するとともに、交通安全テスト等を活用し、交通ルールの遵守徹底に取り組んでいます。その結果、児童生徒が交通事故に遭う件数は減少してきているものの、依然として痛ましい事故が後を絶たない現状にあります。

■ 2016（平成 28）年度 本県の防災・防犯・交通安全の学習等実施状況（年間）

【実施した学校の割合】	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
『和歌山県防災教育指導の手引き』を使った授業	77.6%	97.6%	20.8%	27.3%
「世界津波の日」リーフレットを使った授業	61.6%	68.5%	58.5%	54.5%
心肺蘇生講習	33.5%	83.9%	62.3%	45.5%
地域と連携した防災訓練	79.6%	49.2%	56.6%	36.4%
不審者対応訓練	70.2%	16.9%	5.7%	36.4%
防犯教室・学習	74.3%	46.8%	18.9%	72.7%
交通安全街頭指導	89.4%	79.0%	84.9%	63.6%
交通安全教室・学習	95.1%	60.5%	81.1%	72.7%

資料：和歌山県教育委員会調べ

<長期総合計画の主な施策>

- 義務教育の段階から、自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する防災教育を充実するとともに、避難所運営訓練等を行う高校生防災スクールを全ての県立高等学校で実施します。
- 学校と地域が連携した、実践に即した避難（防災）訓練をより一層広めます。
- 「世界津波の日（11 月 5 日）」制定の由来となった濱口梧陵の精神を全世界に発信し、次世代に過去の災害の教訓を伝えることで、津波防災意識をさらに向上させます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 災害、犯罪、交通事故から、児童生徒が自分の命を守る資質・能力を身に付けるための実践的・効果的な防災・安全教育を推進します。

＜重点的に実施する取組＞

1. 『和歌山県防災教育指導の手引き』を活用した防災教育と実践的な避難訓練の推進

様々な災害に対応した体系的・効果的な学習を展開し、防災教育の指導内容について実践的に理解を深める場として地域と連携した避難訓練を取り入れることで、避難3原則（①想定にとらわれない ②最善を尽くせ ③率先避難者になれ）に沿って主体的に考え行動し、自らの命を守ることができる児童生徒を育成します。

2. 地域と連携した「高校生防災スクール」の推進

南海トラフ地震をはじめ自然災害に備え、関係機関や地域の協力、連携のもと、防災・減災に関するより専門的な知識や技術を習得することを実践的内容とした防災スクールを全ての県立学校で実施し、地域防災の担い手として社会貢献できる人材を育成します。

3. 教職員の防災研修の推進・充実

管理職等を対象とした防災に関する研修を充実させ、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、的確かつ組織的に行動する防災体制を構築します。

4. 通学路における交通安全の確保

自転車安全運転街頭指導等の交通安全指導、高校生を対象とした交通安全テストや教職員を対象とした研修会等の交通安全教育を充実します。さらに、市町村教育委員会と連携して「通学路交通安全推進プログラム」を策定し、通学路の交通安全対策を推進します。

5. 「学校安全教室」等の推進

教職員を対象とした防災・防犯・交通安全・心肺蘇生法等に関する実践的な講習会を実施し、教職員に専門的な知識や技能を習得させ、学校安全のレベルの向上に取り組みます。

6. 「世界津波の日」に合わせた津波防災への啓発活動

「世界津波の日」に合わせ、県下一斉地震・津波避難訓練の実施や津波防災講演会の開催、啓発用リーフレットの配付、「世界津波の日」高校生サミットへの参加など、津波防災意識向上への取組を進めます。また、2018（平成 30）年度に本県で開催される「世界津波の日」高校生サミットを成功させ、和歌山から「濱口梧陵の精神」を世界に発信します。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値（2026年度）
学校と地域が連携した避難（防災）訓練の実施率	小学校 80% 中学校 50% 高等学校 57%	小学校 90% 中学校 80% 高等学校 80%	100%
「通学路交通安全推進プログラム」を策定した市町村の割合	93.3%	100%	

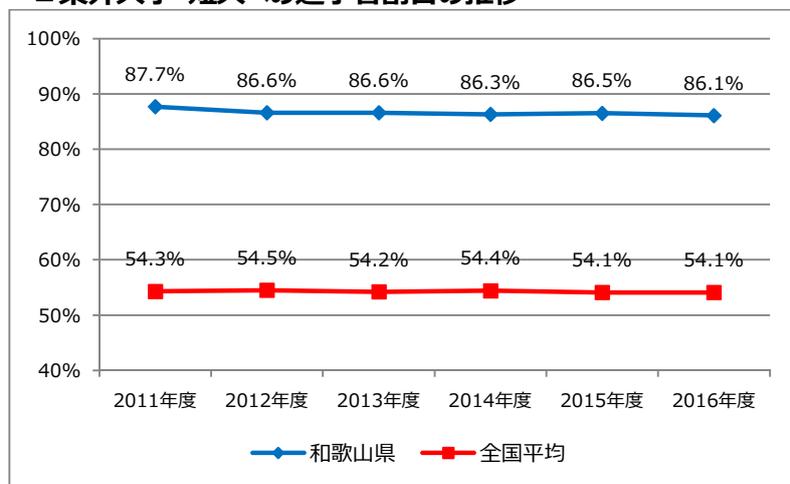
8. 高等教育機関による地域活性化の推進

<現状・課題>

本県では、各高等学校において、生徒一人一人の進路希望の実現に向けた取組を進め、県内外の高等教育機関に数多くの生徒が進学しています。しかし一方で、県内に高等教育機関が少ないため、「高校生の県外大学・短大への進学率」が86.1%（2016（平成28）年度）と全国で最も高くなっており、若者の県外流出につながっているという側面もあります。このようなことから、2018（平成30）年度に開設する東京医療保健大学和歌山看護学部や、2019（平成31）年度に開設を予定している和歌山信愛大学（仮称）、2021（平成33）年度に開設を予定している県立医科大学薬学部等、新たな高等教育機関の設置・誘致を行い、県内での進学の実機を広げています。

一方、高等教育機関との連携・協力についても進めています。県では、次代を担う人材の育成・確保を目的に大学と就職支援協定を締結し、学生の和歌山県内企業への就職を支援しています。その他にも、様々な内容で多くの大学と連携協定等を締結しています。また、県教育委員会では、地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、和歌山大学、近畿大学（生物理工学部）、京都大学、大阪体育大学、和歌山工業高等専門学校、宇宙航空研究開発機構〔JAXA〕と連携に関する協定を結び、組織的に連携・協力を進めています。さらに、2017（平成29）年10月には、県及び県教育委員会と学校法人和歌山信愛女学院が、人材育成や研修、研究等において連携強化を図るため、和歌山信愛大学（仮称）設置に係る協定を締結しました。

■ 県外大学・短大への進学者割合の推移



資料：和歌山県「指標からみた和歌山県のすがた―県勢編―」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 県立医科大学薬学部や東京医療保健大学和歌山看護学部等、新たな高等教育機関の設置・誘致を行い、県内での進学の実機を広げます。
- 県内の複数の高等教育機関が連携して行う地域貢献に資する共同事業や共同研究を支援します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 新たな高等教育機関の設置や誘致（学部開設含む）に取り組み、必要な支援を行います。
- ◆ 地域に貢献する魅力ある高等教育機関の取組を支援します。
- ◆ 高等教育機関等と、県や教育委員会との組織的連携・協力体制を強化します。

<重点的に実施する取組>

1. 新たな高等教育機関の設置や誘致（学部開設含む）と支援

県立医科大学薬学部、東京医療保健大学和歌山看護学部、和歌山信愛大学(仮称)等の設置に関して、開設に向けた準備や運営等、必要な支援を行います。

2. 県内大学進学や地元就職など県内で活躍する人材育成への支援

県内大学の魅力を高校生に発信するため、魅力ある学校づくりへの取組を積極的に紹介するとともに、卒業後の県内就職に向けて、県内企業と連携した大学の就職活動を支援します。

3. 大学が実施する地域貢献に資する共同事業や共同研究等の支援

大学が行う、地域住民に向けた様々な生涯学習の取組を支援します。また、大学が共同で行う地域課題解決に向けた研究や活動などについて、支援を行います。加えて、県内で実施される様々なプロジェクトや事業に大学が参画することを促進します。

4. 高等教育機関と、県や県教育委員会との連携の充実と新規連携協定の締結

県においては、次代を担う人材の育成・確保を図るための就職支援協定の締結など、高等教育機関との連携・協力を進めます。また、県教育委員会においては、新たな連携事業の実施等、既存の高等教育機関との連携の充実を図るとともに、新たな高等教育機関との連携に取り組みます。

<進捗管理目標>

指 標	基準値（2016 年度）	目標値（2022 年度）
県教育委員会と高等教育機関との連携事業数	21 事業	30 事業

9. 様々な教育への取組

<現状・課題>

私立学校教育等の振興

私立学校の教育環境の整備や保護者の経済的負担軽減のための取組を進め、個性豊かな特色ある学校づくりを支援しています。

また、産業界等から職業人に求められる知識や技術がめまぐるしく変化する中、若者が社会的・職業的に自立する上で様々な課題があり、専修学校・各種学校における職業教育の充実がより一層求められています。

主権者教育の推進

2015（平成 27）年 6 月、改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられました。18 歳選挙権が法的に認められ、高校生の有権者としての意識を高める指導や啓発に努めるとともに、県選挙管理委員会などと連携して模擬投票などの取組を進めています。取組により一定の成果が上がっていますが、2017（平成 29）年 10 月の衆議院議員総選挙における 18 歳投票率は全国平均が 47.87%だったのに対して、本県は 43.74%でした。

消費者教育の推進

消費生活における安全・安心を確保するため、「第二次和歌山県消費者教育推進計画」（2018（平成 30）年度から 5 か年計画）に基づき、子供たちが自立した消費者として必要な知識や技能を身に付けるよう消費者教育に取り組むとともに、教員の指導力向上を図るため、各種セミナーや教材の活用を促進しています。

環境教育の推進

環境教育については、『エコナビわかやま～和歌山県環境学習・環境保全活動の手引き～』（2014（平成 26 年）3 月策定）及び「学校における環境教育指針」（2003（平成 15）年 6 月策定）に基づき、これまでの取組を継続させながら、小・中・高等学校及び特別支援学校では、関係機関等と連携しつつ、エコティーチャー養成研修会等を実施しています。

統計教育の推進

本県では、データ利活用の推進を目的として、2016（平成 28 年）9 月に「和歌山県データ利活用推進プラン」を策定しました。県教育委員会においても、統計教育の推進に取り組んでいますが、今後、更にその取組を充実するために、教員の統計データの利活用等についての指導力を一層高めていく必要があります。

<長期総合計画の主な施策>

- 選挙の仕組みを学ぶ機会を設けるとともに、社会の構成員の一員として自覚し行動する力を育む主権者教育を推進します。
- 県民一人一人が消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けるため、子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた体系的な消費者教育を推進します。
- 貴重な文化遺産や豊かな自然環境を守るため、企業や学校と連携した「10 万人の世界遺産参詣道環境保全活動」や、森林づくり活動などを推進します。
- 県民に対する統計思想の普及・啓発や教育現場での質の高い統計教育の提供により、公的統計への理解を深め、統計情報を活用する能力の向上に取り組めます。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 私立学校の独自性を尊重した個性豊かな特色ある教育を支援します。
- ◆ 産業界等のニーズに沿った専門的、実践的な職業教育が提供できるよう、専修・各種学校の振興を図ります。
- ◆ 子供たちが、社会の一員として主体的に社会参画する力を身に付けるよう主権者教育を行います。
- ◆ 子供たちが、自立した消費者となるよう消費者教育を行います。
- ◆ 子供たちが、豊かな自然や環境を守り受け継いでいくよう環境教育を行います。
- ◆ 子供たちが、様々なデータに基づいた思考力や判断力を身に付けることができるよう統計教育を推進します。

<重点的に実施する取組>

1. 私立学校教育等の振興

個性豊かな特色ある私立学校教育が行われていることを評価するとともに、それぞれの学校の教育方針を尊重しつつ、ふるさとへの愛着を育む教育や、人権を尊重し、共に助け合い支え合う心を育む教育など「未来を拓くひとを育む和歌山」への協力を求めます。また、職業教育を通じて、自立した職業人の育成を図るため、専門的・実践的な職業教育を行う専修学校・各種学校の振興に取り組むとともに、キャリア教育を支援するため、高等学校と専修学校の連携を促進します。

2. 主権者教育の推進

小学校、中学校、高等学校それぞれの段階に応じて、主権者に関する系統的な教育を行います。また、啓発活動に取り組むとともに、高校生の有権者としての意識を更に高めるため、県選挙管理委員会と連携した模擬投票等に取り組めます。

3. 消費者教育の推進

「第二次和歌山県消費者教育推進計画」に示された消費者教育を推進する施策に基づき、体系的な消費者教育の取組を進めます。

4. 環境教育の推進

学校における環境教育を推進する教員等の育成を図るため、エコティーチャー養成研修会等を実施し、環境教育に関する知識・技能を高めます。また、貴重な地質や景観を有する「南紀熊野ジオパーク」等、本県が世界に誇る様々な自然を活用した環境教育を推進します。

5. 統計教育の推進

子供たちに、様々なデータに基づいた思考力や判断力を身に付けさせるため、より質の高い統計教育を実践するための研修を実施し、教員の指導力の向上に取り組むなど、統計教育を推進します。

<進捗管理目標>

指 標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)
本県の 18 歳投票率	43.74% (2017 年衆議院議員総選挙)	60% (直近の選挙)

基本的方向 3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

1. きのくにコミュニティスクールの推進

<現状・課題>

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑かつ多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働が重要とされています。本県においても、学力、いじめ・不登校などの教育課題だけでなく、家庭の教育力の低下、地域でのつながりの希薄化、少子高齢化や人口減少など様々な社会的課題があります。これらの課題を解決していくために、学校と地域が一体となり役割分担をしながら同じ目標に向け取り組むことで、学校と地域をつなぐ体制を強化していく必要があります。

2017（平成 29）年 4 月 1 日現在において、全国の公立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校 3,484 校、率にして 10.5%がコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入しています。本県では、2017（平成 29）年度から 2019（平成 31）年度の 3 年間で県内全ての公立学校に「きのくにコミュニティスクール」を導入することとし、2017（平成 29）年度では、小・中学校 78 校、義務教育学校 1 校、高等学校 5 校、特別支援学校 1 校、率にして 21.5%に「きのくにコミュニティスクール」を導入しました。

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入している公立学校数及び割合

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	計
全国	2,300 校 (11.6%)	1,074 校 (11.2%)	24 校 (50.0%)	65 校 (1.8%)	21 校 (1.9%)	3,484 校 (10.5%)
本県 (2017 年度導入)	54 校 (23.0%)	24 校 (21.1%)	1 校 (100%)	5 校 (14.3%)	1 校 (9.1%)	85 校 (21.5%)

※全国の数値は 2017 年 4 月 1 日現在のものです。

資料：和歌山県教育委員会調べ



資料：「和歌山県長期総合計画」から転載

<長期総合計画の主な施策>

- 地域から学校、学校から地域への互いの要請に応えるため、「きのくにコミュニティスクール」を導入し、学校と地域をつなぐ体制を強化します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進します。
- ◆ 「きのくにコミュニティスクール」が継続的な取組となるよう、「共育コミュニティ」（学校支援地域本部）等と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協働体制を構築します。

<重点的に実施する取組>

1. 県内全ての公立学校に「きのくにコミュニティスクール」を導入

2017（平成 29）年度から 2019（平成 31）年度の 3 年間で県内全ての公立学校に「きのくにコミュニティスクール」を導入します。

2. 「きのくにコミュニティスクール」の導入・充実に向けた研修会の実施

「きのくにコミュニティスクール」についての理解を深めるとともに、積極的な活用を促すため、教員・市町村教育委員会職員・コーディネーター等を対象に、先進事例の紹介や「きのくにコミュニティスクール」の取組についての情報交換等を行う研修会を実施します。

3. 「きのくに共育コミュニティ」との連携・協働

「きのくにコミュニティスクール」を通して、学校を支える既存の「きのくに共育コミュニティ」との連携・協働を進めることにより、ふるさと学習への協力や放課後の学習支援、部活動への支援等を充実します。

4. 実効性のある学校運営協議会の運営

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができるように、「きのくにコミュニティスクール」導入市町村及び小・中学校、県立学校に対し、学校運営協議会の設置及び運営について、必要に応じて指導・助言を行います。

5. 「きのくにコミュニティスクール」の広報・啓発

「きのくにコミュニティスクール」への理解を深めるため、ホームページ、教育広報テレビ番組・ラジオ放送、リーフレット「きのくにコミュニティスクール」等で広く県民に周知します。

6. 学校を核とした地域づくりの推進

祭りや神楽など、地域の伝統行事や伝統芸能への積極的な参加を促進するとともに、地元商店街の活性化等、地域の課題解決にも取り組み、「きのくにコミュニティスクール」を中核とした地域づくりを進めます。

7. 家庭教育支援体制の構築

学校運営協議会に家庭教育支援関係者が参画し、共通の課題意識をもつことにより、地域の保護者同士の交流や、保護者が親として成長するための学習の機会を設けるなど、家庭への要請を含めた家庭教育支援の取組の充実につなげます。

<進捗管理目標>

指 標	基準値（2016 年度）	目標値（2022 年度）
「きのくにコミュニティスクール」導入率	21.5% (2017 年度)	100% (2019 年度までに達成)

2. 家庭・地域の教育力の向上

<現状・課題>

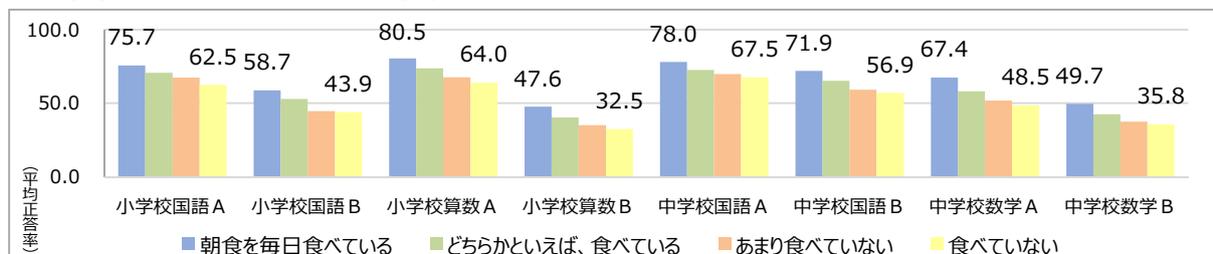
2017（平成 29）年度の「全国学力・学習状況調査」の結果から、朝食の摂取状況や携帯電話・スマートフォンの使用状況と学力には相関関係があることがうかがえます。毎日朝食を食べるという習慣や、携帯電話・スマートフォンの適切な使用は、子供一人で確立できるものではなく、家庭の関わりが不可欠なものです。

しかしながら、少子高齢化や世帯構造の変化によって家庭や地域での教育が困難になってきているといわれており、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となってきています。

このような中、本県では、2016（平成 28）年度から新たに「訪問型家庭教育支援」事業と「子どもの居場所づくり」事業を実施し、学校・行政・家庭教育支援員がチームとなった家庭教育支援や、子供たちが安心して集える居場所づくりを行っています。

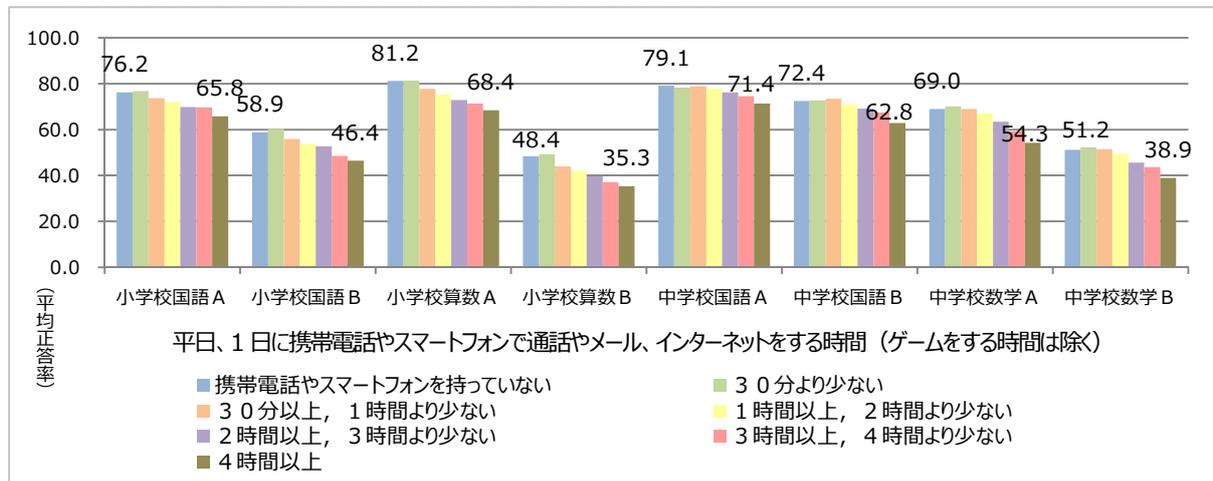
今後も、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力しながら、地域社会全体で子供の育ちを支えていく必要があります。

■ 本県における朝食と学力の相関関係



資料：文部科学省「平成29年度全国学力・学習状況調査」から作成

■ 本県における携帯電話・スマートフォンと学力の相関関係



資料：文部科学省「平成29年度全国学力・学習状況調査」から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 地域の子育て経験者や教員経験者など身近な人たちによる家庭教育支援チームを形成し、親子参加型の学習機会や交流の場を提供するとともに、家庭訪問による個別の相談対応を行うことで家庭教育を支援します。
- 帰宅しても一人で過ごさざるを得ないなど、さまざまな事情で寂しさを抱える子どもたちが安心して集える居場所づくりや大人数で食卓を囲み温かい食事の提供を行う団体の取組を支援します。
- 小学校の余裕教室や公民館を活用して子どもたちの遊びや生活の場を確保し、地域住民との交流や学習活動を推進します。

基本的方向 3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

- 児童相談所、市町村、医療機関、学校、警察、保育所・幼稚園・認定こども園など関係機関が連携し、子どもへの虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子どもと家庭を見守り支える体制を構築します。
- 児童生徒の意欲関心を喚起するため、地域の人材を活用し、学習活動を支援します。
- 授業での学習効果を高めるため、学校と家庭との連携を一層強化し、家庭における予習・復習など、家庭学習の習慣化を進めます。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 家庭教育の支援を充実するとともに、学校・家庭・地域をつなぐ体制を強化します。
- ◆ 子供たちが安心して集える居場所づくりの取組を支援します。
- ◆ 支援が必要な子供と家庭を地域が協力して見守り支える仕組みづくりを推進します。

＜重点的に実施する取組＞

1. 家庭教育支援の充実

子育て講座等を通して、保護者同士の交流や情報の提供、保護者が親として成長するための学習機会を設けるとともに、訪問型家庭教育支援等、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有と協働の促進を図り、就学前から学齢期以降までの切れ目のない支援に努めます。また、小学校1年生への「やっぱり大切！早ね・早おき・朝ごはん！」ガイドブックの配布や「出張！県政おはなし講座」等を通して、学校と家庭が協力し、基本的な生活習慣の確立に取り組みます。

2. 「きのくに共育コミュニティ」の形成と充実

地域と学校との連絡調整や活動の企画・調整を担う地域学校協働活動推進員等の委嘱を進めるとともに、学校支援活動等に幅広い地域住民が参画し、子供が地域の人々と共に育ち、学んでいくことができるよう支援します。また、保護者や地域住民による地域のネットワークづくりを進め、「きのくに共育コミュニティ」が学校運営協議会と効果的に連携・協働することにより、学校・家庭・地域が役割分担しながら同じ目標に向かって取り組む「きのくにコミュニティスクール」の充実につなげます。

3. 地域の教育力の向上

家庭教育支援者や子供の居場所の指導者、ボランティア等を対象にした研修会等において、取組の交流や好事例の紹介を積極的に行い、地域で活躍する人材の育成と資質の向上に取り組みます。

4. 子供の安心・安全な居場所づくり

学校の空き教室等を活用し、地域の人々の協力を得ながら、様々な体験活動や学習支援等を行う「地域ふれあいルーム」や「子どもの居場所づくり」の開設・運営を支援することにより、放課後等の子供の安心・安全な居場所づくりを進めます。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）
訪問型家庭教育支援に取り組む市町村の割合	13.3% (2017年度)	100%
「地域ふれあいルーム」や「子どもの居場所づくり」を開設している市町村の割合	90.0% (2017年度)	100%
今住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の割合	小学校 58.7% 中学校 37.7%	小学校 70% 中学校 50%

3. 青少年の健全育成と男女共同参画の推進

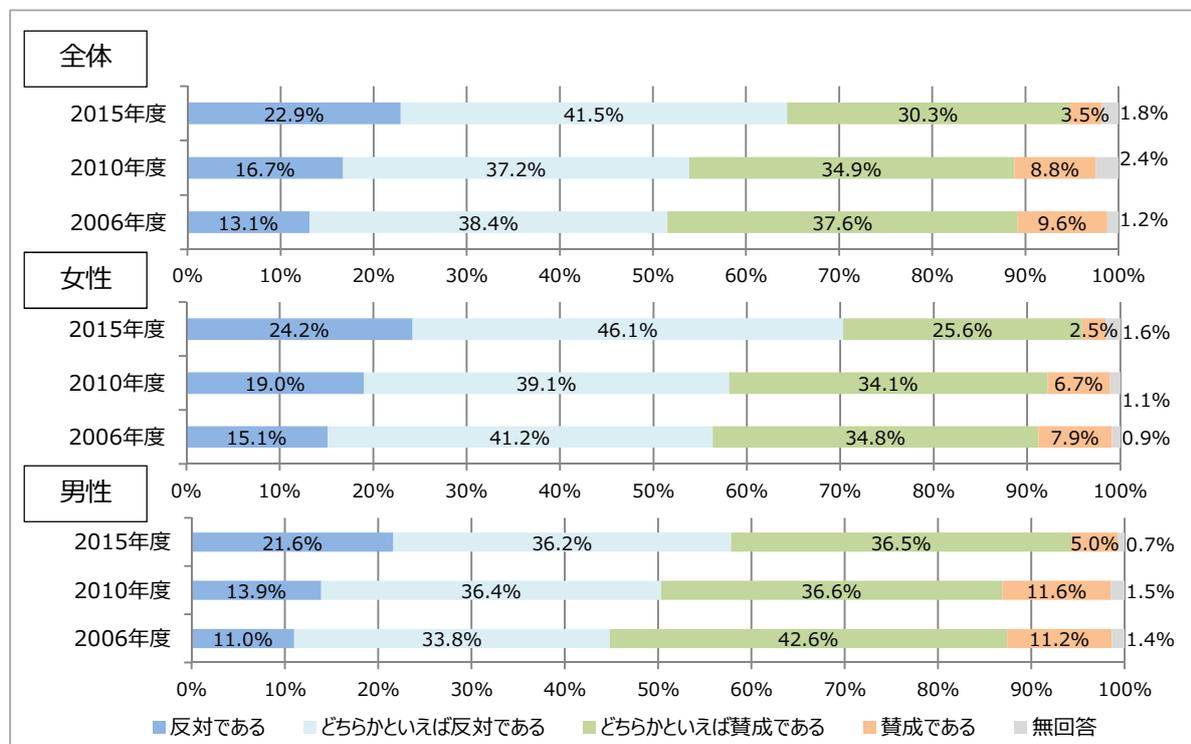
<現状・課題>

地域における人と人とのつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりなどにより、地域の教育力が低下しています。地域ぐるみで子供・若者を育成するために、活動の中心となる青少年関係団体におけるリーダーやボランティア等の人材の育成が重要となっています。

また、スマートフォン等の普及により、インターネットへの依存や SNS を介したいじめ、出会い系サイト・コミュニティサイトに起因する犯罪被害の発生など、様々な有害情報の問題が生じています。青少年を有害情報から守るため、情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンやインターネット等を正しく利用できる環境を整備することが必要となっています。

一方、男女共同参画に関する県民意識調査（2015（平成 27）年度）によると、男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分担意識に否定的な人の割合は、まだ低い状況です。

■ 本県における男女の決められた役割分担（固定的な性別役割分担）についての考え



※四捨五入の結果、個々の比率の合計が 100%にならないことがあります。

資料：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成 27 年度版）から作成

<長期総合計画の主な施策>

- 青少年がリーダーとなり地域の後輩を育てる「リレー式次世代健全育成システム」による青少年育成をはじめ、異世代との交流や体験学習、社会参加を通じて、豊かな人間性と社会性をもった大人への成長を支援します。
- 急速に進展する情報化社会において、スマートフォン等の情報端末やインターネットを正しく利用できる環境を整えるとともに、有害環境の浄化活動に取り組みます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を支援することで、あらゆる分野で女性が能力を発揮できる環境を整備します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 青少年が主体的に組織で活動できるよう支援するため、青少年が地域のリーダーとなって、地域の後輩を育てる仕組みづくりを進めます。
- ◆ 青少年が情報モラルをもち、インターネット等を正しく利用できる環境整備に取り組みます。
- ◆ 県民が性別にかかわらず、主体的かつ自由な選択のもとで積極的に社会に参画できる環境を整備します。

<重点的に実施する取組>

1. リレー式次世代健全育成システム

地域の小・中学生を対象にしたリーダー養成研修を実施し、地域の集団で地域の子供たちを指導できる子供を養成します。また、地域の大人や青年を対象に指導者のスキルアップを図り、組織の強化を図るためのワークショップ等を実施します。

2. インターネット等の適切な使用環境の整備

青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境を整備するため、ネット依存の防止及び情報モラル教育を行う教員を養成するとともに、ネットパトロールによる有害情報対策を推進します。

3. 有害図書等の指定及び販売店に対する立入り・指導

和歌山県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の指定を行うとともに、図書販売店等に対する立入りをを行い、有害図書等の管理方法又は陳列方法等を確認し、必要に応じて、販売店に指導助言を行います。

4. 県男女共同参画センターにおける広報・啓発活動

年齢や性別に関わらず、あらゆる人々が男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動に努めます。特に男性への啓発にあたっては、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれずに、地域生活・家庭生活等へ参画することで、豊かな人生につながるという意識の醸成を図れるよう、工夫を凝らした広報・啓発活動に努めます。

<進捗管理目標>

指標	基準値 (2016年度)	目標値 (2022年度)
固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合	64.4% (2015年度)	70%

基本的方向 4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり

1. 生涯学習の推進

<現状・課題>

少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域の人々の人間関係が希薄になるとともに地域の教育力が低下してきており、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図り、地域全体で子供から大人までの学びを展開していく体制の構築が求められています。

そのため、県及び市町村の社会教育主事等関係職員と社会教育関係団体等が連携し、公民館等社会教育施設を活用しながら、それぞれが活躍できる体制の整備に取り組みます。

また、社会の変化に対応し、県民が必要な知識や技能を身に付け、心豊かで充実した生活を送れるよう、学習情報、学習の場の提供として「きのくに県民カレッジ」を開催し、その登録講座数は増加しています。2013（平成25）年度の963講座から2014（平成26）年度に1,000講座を超えた後は、ほぼ安定した講座数で推移しており、入学者総数についても、順調に増加しています。開学以来10年が経過し、県内全域への展開などの課題はあるものの一定の成果が出ています。

県立図書館では、基本資料や児童資料、郷土資料などの収集を計画的に進めていますが、今後さらに、県内の中核図書館として、広く県民の読書ニーズに対応するための資料を収集し、県内市町村立図書館等への支援を行う必要があります。

県立博物館施設では、県民が文化、芸術、歴史、自然に親しみ、学ぶ機会を提供するため、魅力的な特別展や企画展を開催するとともに、講演会、ミュージアムトーク、各種講座のさらなる充実に取り組んでいます。今後は、県内の均衡ある教育普及活動を進めていく上で、博物館施設から遠距離の地域における学習機会を提供する取組を更に充実する必要があります。

■「きのくに県民カレッジ」年間講座登録数及び入学者総数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
年間講座登録数	963講座	1,200講座	1,177講座	1,311講座
入学者総数	5,717人	5,850人	6,062人	6,255人

資料：和歌山県教育委員会調べ

■県立図書館資料受入冊数等の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
資料の受入冊数	24,476冊	23,939冊	23,098冊	23,052冊
資料の貸出冊数	561,331冊	557,265冊	575,091冊	575,578冊
レファレンスサービス件数	41,970件	41,152件	39,829件	40,270件

*レファレンスサービス（reference service）とは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のことです。

資料：和歌山県教育委員会調べ

■博物館施設入館者総数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
県立近代美術館	44,263人	45,643人	46,982人	71,518人
県立博物館	28,067人	34,171人	33,428人	36,922人
県立紀伊風土記の丘	19,436人	18,072人	16,412人	18,013人
県立自然博物館	110,993人	114,945人	112,851人	121,363人
計	202,759人	212,831人	209,673人	247,816人

資料：和歌山県教育委員会調べ

＜長期総合計画の主な施策＞

- 市町村、大学、生涯学習関連団体と連携し、体系化した学習情報の提供と学習活動の奨励を行う「きのくに県民カレッジ」を充実するなど、学びたい人がいつでも学べる機会を提供します。
- 県民の読書ニーズに応え、読書文化の振興を図るため、県立図書館の蔵書を充実するとともに、市町村や学校等への団体貸出など利便性の向上を図ります。
- 県民が文化、芸術、歴史、自然に触れ親しみ、学ぶ機会を提供するため、県立博物館や県立近代美術館などの社会教育施設において、県民にとって魅力的で質の高いテーマの展覧会を開催するとともに、館外学習や体験学習を積極的に実施します。
- 本県の豊かな自然の素晴らしさを広く発信するとともに、調べ、体験し、楽しみながら自然を学ぶ環境を提供するため、県立自然博物館を移転・リニューアルし、貴重で膨大な所蔵品を最適な状態に保ち、これらの価値を効果的かつ魅力的に展示する機能の充実を図ります。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、心の豊かさや生きがいを求めた学習活動に対応するため、多様な学習機会の整備とその充実を図ります。
- ◆ 社会教育施設が県民の学習の場、集いの場として、各々の特色を生かしつつ協力しながら県民の学習活動を支援できるよう取り組みます。
- ◆ 県立博物館施設の充実・活用を図ります。
- ◆ 県立自然博物館の移転・リニューアルを進めます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 社会教育関係者の育成

学習ニーズが多様化・高度化する中、県民の学習のニーズに応えるため、社会教育主事講習への職員
の派遣等、社会教育主事を養成するとともに、社会教育関係者の専門性を高めるための研修会を行
い、社会教育関係者の育成に取り組みます。

2. 社会教育関係団体の育成・支援

P T A 活動の活性化を図るための役員研修会や社会教育関係団体が自立的な活動を行い、団体と
しての活性化が図られるよう、その求めに応じて指導助言を行うとともに、社会教育活動の振興を図るた
めに行う事業に対して支援を行うなど、社会教育関係団体の育成・支援に取り組みます。

3. 学習情報・学習機会の提供

11月1日の「きのくに学びの日」及び11月の「きのくに学び月間」を広く県民に周知し、子供や大人の教
育や学習活動に対する関心が高まるよう啓発に努め、生涯にわたる学習活動を支援します。

4. きのくに県民カレッジの充実

県・市町村・高等教育機関・生涯学習関連団体等が実施する講座等の情報を体系的に整理し、広く
県民に提供するとともに、県主催の講座の充実に取り組みます。また、受講単位の認定を行い、一定以
上の単位取得者に認定証を発行し、生涯学習活動を奨励します。

5. 地域人材の育成

家庭教育や子供の安全・安心な居場所、人権教育等に関する講座や研修会等において、基礎的
内容の学習や実践交流を積極的に行い、受講者がボランティアや支援者として地域で活躍できるよう、資
質の向上と幅広い人材の育成に取り組みます。

6. 学習成果を生かすシステムの構築

和歌山大学等と連携し、県民が地域課題について学び、共同で学習する場を設定することで、住みよい地域づくりや地域活性化に取り組む人材を育成するとともに、学習の成果をまちづくりに生かす方策について考える公開セミナー及び企画ゼミを実施し、その学習の成果を生かせる活動を支援します。

7. 県立図書館の充実

県民の学習活動の支援をするため、公立図書館や学校、公民館、読書を推進する団体に対して、資料の貸出、情報提供を行うなど、図書館サービスの充実に努めるほか、貴重な資料の収集、保存等を行い、本県における中核図書館としての役割を果たします。

8. コンクールによる読書活動の推進

読書活動の推進を図るため、県立図書館において中高生を対象にビブリオバトルやPOPコンクールを開催するなど、本に触れる機会を提供します。また、手づくり紙芝居コンクールを開催し、日本独自の文化である紙芝居の魅力に触れるとともに、読書活動の幅を広げる学習機会の提供を行います。

9. 読書コミュニティ形成の推進

各地域における読書活動を推進するため、地域で活動する読書ボランティアの情報交換の場を設け、子供と本をつなぐ人たちのネットワークを構築し、読書コミュニティの形成を推進します。

10. 文化情報センターの充実

文化情報センター（県立図書館2階）では、生涯学習に関する情報を収集し、講座や発表会を開催するとともに、自主学習の支援及び活動交流の場の提供など、学びたい人がいつでも学べる環境整備を進めます。また、質の高い文化芸術の発信と児童生徒の文化芸術の理解を促すため、多彩な文化事業を実施します。

11. 博物館資料収集、調査研究、教育普及、企画展・特別展・大規模展の開催

県立博物館施設において、和歌山県ゆかりの文化財等を中核とした資料を積極的に収集、調査研究し、その成果を、魅力ある展覧会の開催などにより発信し、学校教育や生涯学習を支援します。さらに、出前授業や出前展示等を実施します。また、県立自然博物館については、移転・リニューアルに向けた構想を進めます。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値 （2026年度）
「きのくに県民カレッジ」入学者 総数	6,255人	8,000人	
博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）の入館者総数（年間）	219,451人 (2012年～2016年の平均)	227,000人	236,000人 (長期総合計画における文化施設入館者数のうち、博物館施設の目標値)
県立図書館における資料貸出冊数	575,578冊	600,000冊	

2. スポーツに親しむ環境づくり

<現状・課題>

豊かなスポーツライフを実現するためには、幼児期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境づくりが大切です。

近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少により、運動部活動において、専門性を有する顧問教員の不足や、生徒のニーズに応じた指導が困難な状況も見られます。そのため、学校と地域のスポーツクラブの連携による指導者派遣や活動の交流等を進める必要があります。

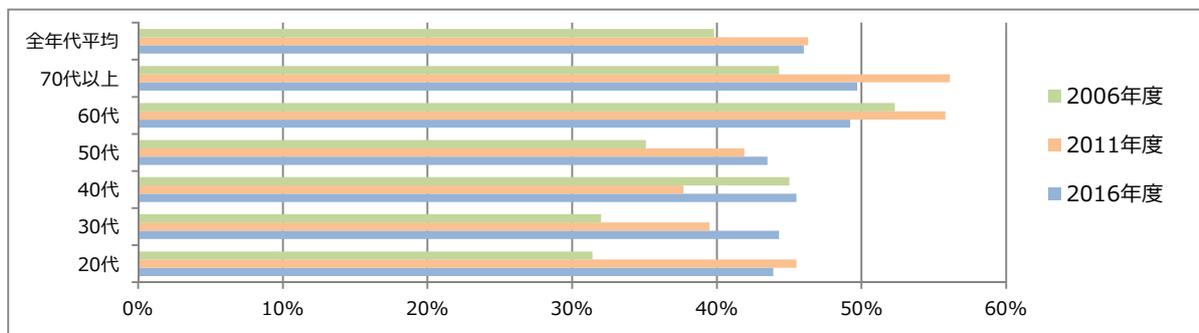
一方、5年毎に実施している「県民のスポーツ生活に関するアンケート調査」によると、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、2011（平成23）年度が46.3%、2016（平成28）年度が46.0%と、ほぼ横ばいとなっています。年代別では、60歳以上の実施率が高く、反対に20歳代から50歳代が低くなっており、このような結果から、子育て世代や働き世代が日常の中で気軽にスポーツに取り組むことができる機会づくりや啓発が重要です。

また、総合型地域スポーツクラブは、2017（平成29）年12月現在、県内17市町で41クラブが、それぞれ特色ある活動を展開し、幼児から高齢者までのスポーツ活動等の場を提供しています。誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるように、この仕組みを持続的なものとしていくための取組が必要です。

2015（平成27）年に開催された、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会を機に、県民のスポーツに対する関心が高まりました。この関心を更に高めていくためには、県民がトップレベルのスポーツに身近に触れられる機会をより多く創出することなど、様々な取組が必要です。

本県では、和歌山セーリングセンターにおいて、全国高等学校総合体育大会のヨット競技が、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度まで固定開催されることが決定しています。さらに、オーストラリアの陸上チームとカナダの競泳チームが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプを本県で行うことが決定しています。

■本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率の推移



資料：和歌山県教育委員会調べ

<長期総合計画の主な施策>

- 幼少期から、子どもの運動への興味・関心を高めるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりを行います。
- 誰もが気軽に運動・スポーツに親しむことができる場として、地域において住民主導で活動する「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。
- 2019（平成31）年開催の全国健康福祉祭（ねんりんピック）や、2021（平成33）年開催のワールドマスターズゲームズ2021関西を契機とし、さらなるスポーツの振興を図るとともに、県民のスポーツに対する気運を醸成します。
- 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会で整備したスポーツ施設を活用した全国大会・国際大会を開催するなど、県内外の人々との交流を促進し、スポーツによる地域おこしを各地で推進します。
- 国内外のナショナルスポーツチーム等のキャンプ誘致を実施することにより、県民のスポーツに対する意識や関心を一層高めます。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 学校と地域における子供のスポーツ環境の充実を図ります。
- ◆ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- ◆ 全国大会・国際大会の開催及び国際競技大会等に係るキャンプの誘致により県民のスポーツに対する意識や関心を高めるとともに、県内各地域の活性化につなげます。

<重点的に実施する取組>

1. 子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実

学校、スポーツ少年団、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等が連携・協力し、全ての子供が多様なスポーツ活動が行えるような取組を支援します。

2. スポーツに親しむことができる環境整備の推進

子育てや働き世代、普段あまりスポーツに親しんでいない人が参加できるスポーツ教室、スポーツイベントの開催や、障害のある人が、身近な地域において運動・スポーツ活動に参加できるよう、障害者スポーツの指導者・支援者を養成するなど、誰もがスポーツに親しむことができる環境の整備に取り組みます。

3. ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等の開催

2021（平成 33）年開催の「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」や、2019（平成 31）年開催の「第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま 2019）」を契機として、マスターズスポーツに対する気運を醸成します。

4. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

市町村等と連携し、総合型地域スポーツクラブの啓発を効果的に行うとともに、ブロック別会議やスポーツ交流大会等の開催によるクラブ間交流を促進します。

5. スポーツ指導者の育成・支援

スポーツのもつ楽しさや魅力等を教え、伝えることのできる指導者を育成するため、市町村や関係機関等と連携し、スポーツ指導の公認資格の取得を促進するとともに、スポーツ推進委員が事業の実施に係る連絡調整を果たせるよう、研修会等を一層充実します。

6. トップレベルの競技スポーツを身近で観戦したり応援したりする機会の充実

本県でプロスポーツの公式戦等が継続して開催されるよう、積極的に支援するとともに、県内競技施設での全国大会・国際大会の開催や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプをはじめ国内外のナショナルチーム等のキャンプ誘致に取り組みます。

7. 国際競技大会等のキャンプ候補地としての効果的なアピールとさらなる優位性の向上

紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会のために整備された優れた競技施設や関西国際空港への好アクセス等、キャンプ地としての優位性を国内外に向けて積極的にアピールするとともに、さらなる優位性の向上に取り組みます。

<進捗管理目標>

指 標	基準値（2016 年度）	目標値（2022 年度）	長期総合計画目標値（2026 年度）
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	46.0%	65%	70%
国内外ナショナルチーム等のキャンプ年間誘致数	5 件	10 件	

3. 競技スポーツの推進

<現状・課題>

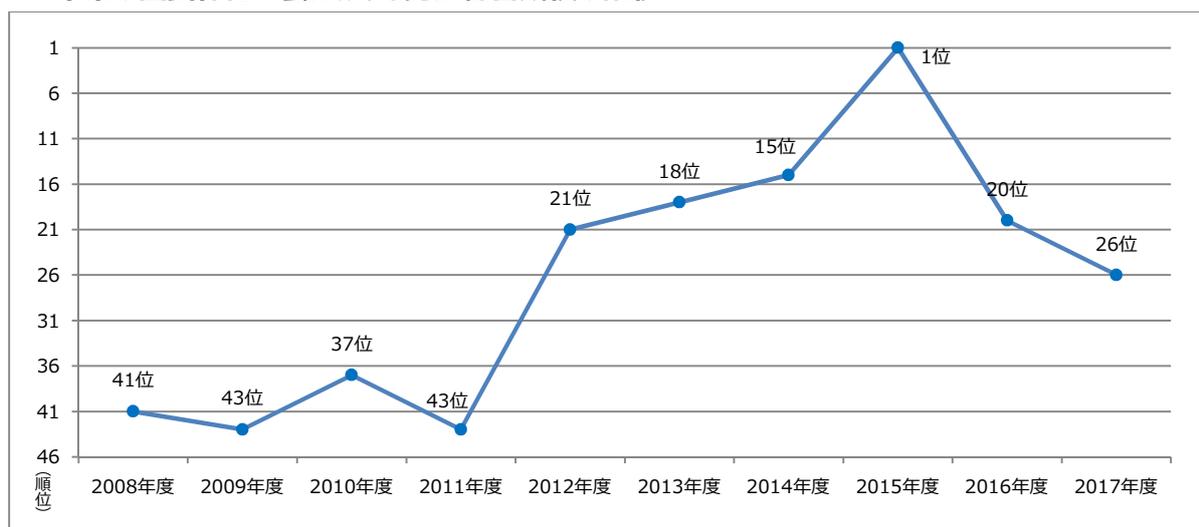
2015（平成 27）年に開催した紀の国わかやま国体では、男女総合優勝、紀の国わかやま大会では、過去最高となる127個のメダルを獲得するなど、競技力が大幅に向上しましたが、紀の国わかやま国体後も、国民体育大会男女総合成績 20 位台を維持していくための取り組みが必要です。

また、2016（平成 28）年に開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会において本県にゆかりのある選手が9名出場しました。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、本県関係の選手が一人でも多く出場できるよう支援していく必要があります。

紀の国わかやま国体を契機にスポーツ医・科学サポートの重要性が広く認識されましたが、県内トップアスリートに、より充実したスポーツ医・科学サポートを提供できるよう体制を整える必要があります。特に、競技団体やアスリート等のアンチ・ドーピング活動に関する知識が今まで以上に必要となってきました。『高等学校学習指導要領』にドーピングに関する記述が盛り込まれており、アンチ・ドーピング活動のより一層の充実が求められています。

また、スポーツは、次代を担う青少年の人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、公平・公正なスポーツ環境を整備することがスポーツ界全体に求められています。

■ 本県の国民体育大会における男女総合成績の推移



資料：和歌山県教育委員会調べ

<長期総合計画の主な施策>

- 「ジュニア期からの一貫指導体制の構築」、「優れた指導者の養成・活用」、「スポーツ医・科学サポートの充実」を重点とした取組を推進することにより、スポーツの好循環を創出し、競技水準の維持向上を図ります。
- 県内の優れた素質を有する子どもを早期に見出し、関係団体と連携・協力を図りながら、発達の段階に応じた育成プログラムを実施することにより、将来オリンピックなどの国際舞台で活躍し、県民に夢や感動を与えることができる競技者を育成します。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 世界の舞台で活躍できる競技者の発掘・育成・強化を行います。

＜重点的に実施する取組＞

1. ジュニア期からの一貫した強化体制の確立

ジュニア強化を重点化し、各競技団体に対して一貫指導体制の構築を徹底するとともに、ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業を推進し、将来トップアスリートとして活躍が期待できる子供の発掘・育成・強化を図ります。

2. スポーツ指導者の養成と活用

指導者の資質向上のため、コーチングを学ぶための研修会を開催するなど優れた指導者を養成するシステムを構築するとともに、体育指導員や優れた指導力を有する退職した教職員等を積極的に活用し、競技力の向上に取り組みます。

3. 高度なスポーツ医・科学分野の支援

スポーツ医・科学委員会が中心となり、スポーツドクターやアスレティックトレーナー連絡協議会等の関係機関と連携しながらスポーツ医・科学サポートの内容の充実を図り、選手や指導者に対し、より高度なサポートを提供します。

4. アンチ・ドーピング活動の推進

アンチ・ドーピングに関する情報の発信を積極的に行うための研修会を開催するとともに、競技団体に配置されたアンチ・ドーピングに関する知識を有したスポーツファーマシストと選手・監督との連携を強化し、いつでも相談できる体制を確立します。

5. スポーツ界のガバナンスの強化

スポーツ団体の組織運営の強化と透明性の向上が図られるよう、指導を徹底するとともに、スポーツ団体の運営にアスリートの意見を反映する仕組みの導入及び役員等への女性の積極的な登用を促進します。

＜進捗管理目標＞

指 標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)	長期総合計画目標値 (2026 年度)
国民体育大会男女総合成績	26 位 (2017 年度)	20 位台	20 位台
オリンピック・パラリンピック競技大会における本県関係者の出場者数	9 名	10 名以上	
全国高等学校総合体育大会での 8 位以上種目数	39 種目 (2017 年度)	50 種目	

4. 文化芸術に親しむ環境の充実

<現状・課題>

文化芸術に親しむ機会の創出や県民の文化芸術活動を支援するため、県民文化会館を活用し、多様な劇場文化芸術を提供するとともに、県美術展覧会を実施しています。また、読売日本交響楽団から南葵音楽文庫の寄託を受け、保管・研究・公開にも取り組んでいます。この南葵音楽文庫については、2019（平成 31）年度までに文庫の目録データを完成し、国内外へ情報発信することによって、県民の文庫及び音楽文化への興味関心を高め、本県の文化の発展につなげます。

さらに、子供の頃から文化芸術に親しめる環境を充実し、子供たちの文化芸術活動への参加気運を高めるため、2015（平成 27）年度からジュニア県展を開催するとともに、本物の芸術に触れる機会が少ない県内の小・中学校に、プロの芸術家を派遣するなど、芸術に触れる機会を提供しています。

しかし、文化芸術は、多様であり、様々なジャンルの魅力的な展覧会や公演に触れ体験できることが求められています。

2021（平成 33）年度には第 36 回国民文化祭、第 21 回全国障害者芸術・文化祭、第 45 回全国高等学校総合文化祭が本県において開催されることから、これまで以上に取組を充実させ、文化芸術の裾野を広げていく必要があります。

<長期総合計画の主な施策>

- 県民一人一人の文化芸術活動への参加を促進するとともに、優れた文化芸術に直接触れ合う機会を充実します。
- 子どものころから文化芸術に親しめる環境を充実するため、文化芸術活動の発表の場の提供や文化芸術を通じた交流などを進めるとともに、文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充します。
- 貴重な音楽書・楽譜のコレクションである「南葵音楽文庫」の展示や閲覧に取り組むなど、文化芸術に親しむ機会を充実します。
- 2021（平成 33）年度に第 36 回国民文化祭、第 21 回全国障害者芸術・文化祭、第 45 回全国高等学校総合文化祭を県民総参加で開催し、県民の文化芸術活動への参加の気運を高め、文化芸術の裾野を広げるとともに、和歌山の文化芸術を全国へ発信することにより、和歌山の文化力の向上を図ります。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を充実します。
- ◆ 学校の文化部活動の活性化等により、文化力の向上を図り、全国高等学校総合文化祭や国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の成功につなげます。
- ◆ 南葵音楽文庫等により、県民の郷土愛の醸成や音楽文化の振興を図ります。

＜重点的に実施する取組＞

1. 県民の文化芸術活動への支援

県民の文化芸術活動を支援するため、県美術展覧会を継続して実施するとともに、自主的な活動に対して「和歌山県文化振興事業補助金」に基づく補助を実施します。

2. 優れた文化芸術に触れる機会の提供

県民文化会館を活用した多様な劇場文化芸術を提供します。また、大規模な展覧会を開催し、県民に国内外の重要な美術作品を鑑賞する機会を提供します。さらに、県内の小・中学校等に芸術家を派遣したり、文化芸術団体の巡回公演を実施するなど、児童生徒に優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。

3. 第45回全国高等学校総合文化祭の開催

2021（平成33）年に開催する高校生による文化の祭典、第45回全国高等学校総合文化祭を契機として、中学校と高等学校の文化部交流を促進し、文化部活動を活性化させるとともに、同文化祭で活躍する生徒の育成強化に取り組むことにより、文化の裾野を広げます。

4. 第36回国民文化祭及び第21回全国障害者芸術・文化祭の開催

2021（平成33）年秋の第36回国民文化祭・わかやま2021（仮称）や第21回全国障害者芸術・文化祭の開催を契機として、県民の文化芸術活動への参加気運を高め、地域の文化芸術を見つめ直すとともに、文化力のさらなる向上に取り組めます。

5. 南葵音楽文庫の保管・研究・公開

南葵音楽文庫閲覧室・書庫の整備やホームページの開設等で保管と公開の環境を整え、文庫の目録データ作成、調査研究・教育普及・閲覧支援、展示を行い、その成果を国内外に発信することにより、音楽文化の研究、紀州徳川家の顕彰に寄与します。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値（2026年度）
博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）の入館者総数（年間）	219,451人 (2012年～2016年の平均)	227,000人	236,000人 (長期総合計画における文化施設入館者数のうち、博物館施設の目標値)
県民文化会館入館者数（年間）	474,760人	516,760人	544,000人 (長期総合計画における文化施設入館者数のうち、県民文化会館分の目標値)

5. 文化遺産の保存と活用の推進

<現状・課題>

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の中核をなす霊場高野山や熊野三山及びこれらを結ぶ参詣道、さらに国内最大規模の群集墳である岩橋千塚古墳群^{いわせせんづか}など、本県には貴重な文化遺産が数多くあり、国宝は全国 6 位、重要文化財は全国 7 位の指定件数となっています（2017（平成 29）年 1 月現在）。

こうした中、本県では、有形・無形の文化財を次世代に継承するため、学術的な調査を実施し、国・県指定等を推進するとともに、計画的に修理等を実施するなど、体系的な施策を講じることで文化財保護を進めています。

一方、文化財所有者の高齢化等により、文化財の維持・継承が難しくなることが予想されるため、今後は、未指定文化財も含め、文化財を維持・継承するための仕組みづくりや、学校の教育活動の中で、このような貴重な文化遺産に触れる機会を創出するなど、文化遺産の活用を進めていく必要があります。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、2004（平成 16）年の登録、2016（平成 28）年の追加登録により、総面積 506.4 ha、参詣道総延長 347.7 km が世界遺産の範囲となっています。なお、登録されていない参詣道等の中には、すでに国史跡に指定されている地点があるほか、今後、国史跡指定の可能性を有する地点もあり、さらなる保護措置の拡充が必要です。

岩橋千塚古墳群には、貴重な価値を持ちながら未だ指定等の保護措置が講じられていない古墳が多数あり、また古墳の中には墳丘や石室の損傷が進行したのもみられることから、計画的な発掘調査と整備を進め、保存と活用を図る必要があります。岩橋千塚古墳群出土遺物のほか県内での発掘調査によって出土した貴重な考古資料を展示・収蔵する紀伊風土記の丘資料館は、1971（昭和 46）年の開館以来 45 年が経過して老朽化のため、適切な環境での保存管理が困難な状況であり、施設の再編が課題となっています。

地域の伝承や風習などを踏まえたストーリーの下に魅力ある有形・無形の文化財群を総合的に整備・活用していく日本遺産として、和歌山県内では、2016（平成 28）年に「鯨とともに生きる」、2017（平成 29）年に「絶景の宝庫 和歌の浦」「『最初の一滴』醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」の 3 つのストーリーが認定されました。今後、認定されたストーリーの構成文化財の一体的な活用を行っていくとともに、積極的かつ戦略的・効果的な発信が必要です。

また、幕末から第二次世界大戦前後までに築かれた橋梁や工場などの様々な分野の近代の文化遺産については、今までその評価が定まっていないことから、保護が十分でなく近年その姿が消えている現状もあり、今後どのように保存し活用していくかも検討する必要があります。

<長期総合計画の主な施策>

- 新たな文化財指定・文化財登録や、文化財の保存修理を進めるとともに、文化遺産を県民が正しく理解し、親しむ機会を充実します。
- 県立紀伊風土記の丘資料館を考古博物館として再編し、特別史跡「岩橋千塚古墳群」出土遺物を中心とした県内の考古資料の保存と活用を図ります。
- 企業の社会貢献活動や観光客による世界遺産参詣道の補修・清掃活動を推進するなど、訪れた多くの人の手による保全活動を継続的に展開し、文化遺産を未来に引き継いでいくとともに、保全活動を通じて地域の歴史・文化や魅力を発信します。

＜教育振興基本計画の方針＞

- ◆ 次世代に継承すべき文化財の保存・保全と活用を推進します。
- ◆ 県立紀伊風土記の丘資料館の考古博物館への再編を進めます。

＜重点的に実施する取組＞

1. 地域ぐるみで取り組む文化財の継承と保存・活用の推進

文化財の保存と活用の好循環により、次世代へ継承するため、文化財に関する学習機会の充実に取り組み、地域住民の理解を深め、継承の担い手として主体的な参加を促します。また、市町村等による地域の構想や計画の策定を支援し、地域住民や民間団体等との協働による文化財を核とした地域づくりの取組を推進します。

2. 「世界遺産」の保全と学習の促進

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、歴史上・学術上極めて高い価値を有する資産を確実に継承するため、構成資産に関しては管理市町と協働して保全を図るとともに、保護措置が講じられていない文化財の史跡追加指定を進めます。また、その価値の理解を深めるため、現地学習ならびに国内外の他地域との交流を通じた世界遺産の学習支援を行います。

3. 特別史跡岩橋千塚古墳群の整備・活用及び紀伊風土記の丘の再編整備

岩橋千塚古墳群の追加指定を推進し、計画的な発掘調査と保存整備を行い、さらには古墳のガイドツアーや石室の公開などを行うことで、国内最大規模の古墳公園を活用したフィールドミュージアムとしての魅力を発信します。また、紀伊風土記の丘については、研究機能を強化するとともに、県内の貴重な考古資料を適切な環境で収蔵・展示するなど、博物館機能及び情報発信機能の充実に向け、考古博物館への再編整備を進めます。

4. 「日本遺産」の理解の促進とストーリーを生かした地域活性化の推進

新たな日本遺産認定に向けた取組を進めるとともに、認定されたストーリーの下に、地域の文化遺産についての理解を深める機会を提供し、日本遺産の学習支援を行います。さらに、活用や情報発信を行い、地域の活性化を進めます。

5. 文化財の計画的な保存修理及び新たな文化財指定等の推進

国及び県指定文化財の保存修理や整備を計画的に実施し、文化財の価値を将来へと守り伝えるとともに、学校教育や生涯学習への活用を推進します。また、今後、保護を図る必要がある文化財について、指定等を推進します。さらに、現在残されている様々な分野の近代の文化遺産についても、調査を進め、保護措置を講じます。

6. 文化財の防災・防犯対策の推進

県立博物館施設や関係機関と連携し、文化財の所在に関する情報共有を図ることで、災害の際の救援体制の構築を進めます。また、火災に備えた施設整備を併せて行います。さらに、警察等関係機関と連携を強化し、文化財の盗難、汚損などを防ぐ体制整備を進めます。

＜進捗管理目標＞

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）	長期総合計画目標値（2026年度）
国・県指定文化財数	1,033件	1,089件	1,120件
文化財保存修理件数	300件 (2008年～2016年の累計)	240件 (2018年～2022年の累計)	480件 (2017年～2026年の累計)

基本的方向 5 人権尊重の社会づくり

1. 学校における人権教育の推進

<現状・課題>

本県では、これまで、教職員を対象として、人権教育に関わる教育課題や指導方法等についての研修や、人権教育推進のためのリーダー養成講座において授業研究会を開催するなど、研修機会の整備を行ってきました。

また、県内の学校を訪問し、各学校における人権教育の現状を把握するとともに、課題の解決や指導方法等の改善・充実に関する必要な指導及び助言を行ってきました。

しかしながら、依然として、本県においても、女性や子供、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。特に、いじめや暴力、児童虐待といった問題が顕著になるとともに、インターネット上の人権侵害などが問題となっています。さらに、近年、日本以外の国や地域の出身者であることを理由とした不当な差別的言動や、職場や学校における性的少数者に対する偏見や差別も生じています。また、今なお、男女の固定的な役割分担にとらわれ、家庭や社会において様々な男女差別が生じています。

一方で、様々な調査から、日本の子供は、他国の子供と比べて自分のよさを肯定的に見ることができない等の自己肯定感の低さが傾向として見られます。

このような中、様々な人権課題を正しく認識させるため、各学校における人権教育の指導方法の工夫や、特に若い世代を中心とした教職員の研修の機会を充実させていくことが必要となっています。また、「児童の権利に関する条約」にもあるように、子供の基本的な人権の尊重に十分配慮するとともに、子供が権利の主体であるという意識を高めていく必要があります。

<長期総合計画の主な施策>

- 国、市町村、企業、団体等と連携・協働しながら、家庭、学校、地域、職場などあらゆる機会を通じた教育・啓発活動に取り組みます。
- 人権に関する学習・実践に必要な人材の育成や調査・研究の推進に取り組みます。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 教職員の人権を尊重する意識を高め、確かな人権感覚を身に付けられるよう、研修内容の充実を図ります。
- ◆ 子供とそれを取り巻く社会の現実と課題を踏まえ、一人一人の子供の人権が尊重される教育を推進します。
- ◆ 子供が主体的に人権学習に取り組み、人権意識を高めるための教育を推進します。
- ◆ 教育活動全体を通じ、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていきます。

<重点的に実施する取組>

1. 人権教育に係る教職員の研修の充実

教職員の資質向上を図るため、実践事例の発表や教材開発及び授業改善に向けたグループ別協議の実施等、研修内容を充実するとともに、学校における人権教育推進のための人材育成に取り組みます。

2. 人権教育の現状の把握と学校への支援

人権教育を推進するために必要な各学校個々の課題の把握に努めるとともに、人権教育全体計画に基づいた組織的・継続的な取組となるよう支援します。また、子供が人権について理解を深め、正しく判断し行動しようとする力を身に付けることができるよう、授業の工夫改善・充実を支援します。

3. 子供の人権意識を高めるための教育の推進

子供が主体的に人権学習に取り組めるよう、学習形態の工夫や地域の施設の訪問、障害のある人等様々な人々との交流など、協力的・参加的・体験的な学習を推進します。また、一人一人の子供の人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、教科等指導、生徒指導及び学級経営等においても、よりよい人間関係づくりに努め、子供の自己肯定感を高めるための教育を推進します。

4. 人権教育に関する情報発信・普及

各学校における人権教育の取組の充実が図られるよう、人権教育の指導方法等に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及のため、参考となる実践事例を収集した指導資料等を作成し、校内研修等における活用普及に取り組みます。

<進捗管理目標>

指 標	基準値 (2016 年度)	目標値 (2022 年度)
人権教育リーダー養成講座延べ受講者数	239 人 (2013 年～2017 年)	250 人 (2018 年～2022 年)
自分には、よいところが「あると思う」、「どちらかといえば、あると思う」と答える児童生徒の割合	小学校 78.1% 中学校 70.2% (2017 年)	小学校 80% 中学校 75%

2. 地域における人権教育の推進

<現状・課題>

地域における人権教育を推進するため、様々な人権問題をテーマとして、市町村の人権教育担当者や社会教育担当者等を対象にした人権教育指導者研修講座や広く県民を対象とした人権教育地方別研修会を開催し、研修を行ってきました。また、地域での人権学習を担うファシリテーターの養成と実践交流を行い、ファシリテーターグループの資質向上を図ってきました。さらに、人権教育資料集『実践に学ぶ～さらなる教育・啓発活動のために～』や保護者用人権学習パンフレットを作成し、社会教育として地域での普及活用を図ってきました。加えて、障害のある人の学習活動等への支援や識字教育の充実等にも取り組んできました。

しかしながら、依然として、本県においても、女性や子供、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。特に、いじめや女性への暴力、子供への虐待といった問題が顕著になるとともに、職場でのハラスメントやインターネット上の人権侵害などが問題となっています。さらに、近年、日本以外の国や地域の出身者であることを理由とした不当な差別的言動や性的少数者に対する偏見や差別も生じています。また、今なお、男女の固定的な役割分担にとらわれ、家庭や社会において様々な男女差別が生じています。

このような現状を踏まえ、人権教育の推進に当たっては、「和歌山県人権教育基本方針」にのっとり、全ての人の尊厳が守られ、自己実現が図れるよう、人権及び人権問題についての理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付けることをめざした取組を進めてきました。

今後も、一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権問題の解決を図るため、人権に関する多様な学習機会を整備し、内容を充実させるなど、地域における人権学習の充実に向けて、継続して取り組んでいく必要があります。

<長期総合計画の主な施策>

- 国、市町村、企業、団体等と連携・協働しながら、家庭、学校、地域、職場などあらゆる機会を通じた教育・啓発活動に取り組みます。
- 人権に関する学習・実践に必要な人材の育成や調査・研究の推進に取り組みます。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権に関する多様な学習機会の整備とその充実を図ります。
- ◆ 人権に関する学習の際、単に知識の習得にとどまることなく日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が養えるよう努めます。

<重点的に実施する取組>

1. 指導者の養成及び指導力の向上

人権や人権問題についての理解を深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身に付けた指導者の養成を図るとともに、指導者のネットワークを構築します。

2. 人権教育に係る指導資料等の作成・活用普及

地域で人権教育・啓発を行う際の資料や教材として、人権教育資料集や保護者用学習教材を作成し、その活用普及に取り組みます。

3. 人権教育の学習機会の整備と内容の充実

地域において、様々な人権問題について学び、考える機会を充実させ、学んだことが参加者の態度や行動に現れるような学習内容になるよう努めます。

4. 障害のある人の学習活動への支援・識字教育の充実

障害者団体への事業委託などを通じて、障害のある人の社会参加や交流、学習活動を支援します。また、識字学級指導者研修会やよみかき交流会の開催等を通じて識字教育を推進します。

<進捗管理目標>

指標	基準値 (2016年度)	目標値 (2022年度)
人権教育指導者研修講座延べ受講者数	465人 (2013年～2017年)	500人 (2018年～2022年)

3. 学びのセーフティネットの構築

<現状・課題>

経済的事情などを背景とした教育格差への対応は、学校をはじめ、様々な主体が連携して取り組む必要があります。このため、本県においても、経済的理由で修学が困難にならないよう奨学金の貸与事業や、高校生等がいる低所得世帯に対して授業料以外の教育に係る経済的負担の軽減を図る給付事業を行うとともに、進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、低所得世帯で和歌山県へのUターンを志望する生徒等を対象とした給付事業を県独自で行うなど、様々な取組を行っています。

また、様々な理由により高等学校を中途退学した生徒等に対して、学校と関係機関が連携し、相談体制の充実を図るとともに、高等学校を中途退学した後、再び県内の公立高等学校で学び直したいと考える生徒についても、経済的な負担の軽減を図る取組を行っています。

さらに、児童生徒や保護者への対応を福祉面から充実させるため、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充を行うとともに、教職員との連携を強化し、役割を分担しながら組織的な支援を行います。

加えて、地域の人々の協力を得ながら、様々な体験活動や学習支援等を行う「地域ふれあいルーム」や「子どもの居場所づくり」の開設・運営を支援することにより、放課後等の子供の安心・安全な居場所づくりを進めます。

<長期総合計画の主な施策>

- 進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難な子どもを支援する給付型奨学金制度を充実することで、将来の地域を担う子どもの学びと成長を支えます。
- 子どもへの教育・生活支援を行うとともに、親に対する就労支援や経済的支援を行うなど総合的な子どもの貧困対策を推進します。

<教育振興基本計画の方針>

- ◆ 全ての生徒が安心して教育を受けることができるよう、教育に係る経済的負担を軽減する支援の充実に努めます。
- ◆ 奨学金の貸与事業や給付事業などの実施により、経済的理由から修学が困難な人を支援し、地域社会にとって有為な人材育成を図るとともに、教育の機会均等の確保に努めます。
- ◆ 様々な理由により高等学校を中途退学した生徒等への支援を充実します。
- ◆ 子供が安心して集える居場所づくりの取組を支援します。

<重点的に実施する取組>

1. 就学支援の充実

高等学校の授業料減免の制度や「高等学校等就学支援金」、「和歌山県修学奨励（奨学金）」、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」、「私立高等学校授業料減額補助事業」、「特別支援教育就学奨励費」など、就学に係る経済的負担を軽減する様々な制度を活用し、教育の機会均等の確保に努めます。

2. 大学等への修学の支援

「和歌山県修学奨励（進学助成金）」や「和歌山県大学生等進学給付金」を周知し、要件を満たす生徒や学生に対して、貸付・給付を行い、経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう支援します。

3. 関係機関との連携強化と学び直しへの支援

様々な理由により高等学校を中途退学した生徒等に対する支援を充実するため、学校が主体となり、個別相談や訪問支援、各種セミナー等を実施している若者サポートステーション With You 等との連携を強化します。また、「高等学校等就学支援金」の対象生徒が高等学校を中途退学した後、再び県内の高等学校で学び直す場合、「高等学校学び直し支援金」の制度を活用し、卒業をめざす学び直しを支援します。

<進捗管理目標>

指標	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）
スクールソーシャルワーカーの配置率	市町村 80% 県立学校 7%	市町村 100% 県立学校 25%
「地域ふれあいルーム」や「子どもの居場所づくり」を開設している市町村の割合	90.0% (2017年度)	100%

参考資料

「第2期和歌山県教育振興基本計画（2014（平成26）年度～）」の主な成果

下記の成果は、第2期教育振興基本計画で定めた成果指標・目標の達成状況について記載しており、その内容は、2018（平成30）年1月末現在のものです。

基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進

（1）確かな学力の向上

「全国学力・学習状況調査」において、本県児童生徒の平均正答率は、改善傾向にあるものの、全国平均を下回った教科もあり、知識・技能を活用する力に依然として課題が見られます。勉強や授業について肯定的な回答をした児童生徒の割合は、2013（平成25）年度と直近の2017（平成29）年度を比較すると、全ての項目で増加していますが、まだ十分ではない項目もあります。そのため、「学習到達度調査」の実施、「和歌山の授業づくり基礎・基本3か条」の徹底、県独自の「国語マスター問題集」の活用、優れた指導力をもつ退職教員の派遣等の取組を行っています。

（2）いじめ・不登校等への対応

いじめについては、本県独自のマニュアル等を活用した校内研修の実施等を徹底しました。その結果、いじめに対する教職員の意識と指導力の向上が見られ、積極的な認知と早期発見・早期対応につながり、本県のいじめ認知件数と解消率は、全国平均より高い水準となっています。

不登校については、いじめと同様に本県独自のマニュアル等を活用した校内研修及び欠席しがちな児童生徒の状況を把握するシートを活用した組織的な取組を推進するなど、解消に向けて様々な取組を行った結果、2016（平成28）年度では、全国的に小・中学校の不登校児童生徒数が増加傾向にある中、本県は小学校で横ばい、中学校で減少し、特に中学校は全国値を下回りました。

（3）道徳教育の充実

和歌山県独自の道徳教科書『心のとびら』（小学生用）『希望へのかけはし』（中学生用）を県内全ての小学校・中学校において活用し、豊かな心の育成に取り組んでいます。

（4）健やかな体の育成

全ての学校で「体力アッププラン」を作成・実践するとともに、「きのくにチャレンジランニング」や「紀州っ子がやきエクササイズ&ダンス」などの計画的な体力づくりの取組を行った結果、直近の2016（平成28）年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の体力合計点（平均）は上昇傾向にあり、全国平均を上回っています。

（5）防災・安全教育の充実、安全・安心な教育環境の整備

2013（平成25）年度から全ての県立学校で「高校生防災スクール」を実施し、2014（平成26）年度以降、参加者は毎年20,000人を超えています。また、「自転車安全運転往復指導」「交通安全テスト」「学校安全教室」を実施することで、自転車事故が年々減少しています。

（6）キャリア教育・職業教育の推進と就職支援の充実

各学校において、より系統的なキャリア教育を実践するため、キャリア教育の全体計画・年間指導計画の作成を進めています。高等学校では全ての学校で作成していますが、小・中学校においては作成率が低く、各学校へキャリア教育全体計画のモデルを示すなど、改善する必要があります。また、高等学校等卒業者の県内就職率の向上や早期離職防止のため、「応募前サマー企業ガイダンス」等の取組を進めています。

(7) ふるさと教育の推進

和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』を作成し、県内の中学校の生徒全員と小学校全てに配布しました。『わかやま何でも帳』を活用した取組を行うとともに、和歌山県民歌の普及等を推進することによって、ふるさと和歌山への愛着を育んでいます。

(8) 特別支援教育の充実

一人一人の子供に必要な合理的配慮の提供を踏まえた一貫した支援を行うため、「つなぎ愛シート」（個別的教育支援計画）を作成し、市町村教育委員会及び高等学校に対して普及啓発に取り組んでいます。また、県内全ての公立学校教員を対象に、特別支援教育の充実に向けた研修を実施しています。

(9) 幼児期の教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園を一体的に指導・支援するため、幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修等、教育・保育内容に関わる業務全てを、2017（平成29）年度に県教育委員会の所管としました。これに伴い、新たな幼児教育の推進計画の策定を進めています。

(10) 国際化に対応した教育の推進

英語授業改善研究協議会の開催や英語担当教員指導力・英語力向上研修等を実施し、英語科教員の指導力向上を図りました。また、生徒についても、英語力の向上を図るため、アジア・オセアニア高校生フォーラム、高校生英語ディベート大会、英語クイズ大会への参加や海外への留学を促進しました。このような取組の結果、生徒の英語による言語活動の時間の割合が増加するとともに、高等学校卒業時における英語検定準2級以上の英語能力を有する生徒の割合も徐々に増加しています。

(11) 教員の実践的指導力の向上

初任者研修、中堅教員を対象とした研修、管理職研修など、キャリアステージに応じた教員研修を実施するとともに、秋田県や福井県に教員を派遣することにより、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。また、教育センター学びの丘の指導主事や教育相談主事を学校や研究会に派遣するサポート事業や、動画による研修コンテンツの配信などにより、指導力の向上に取り組んでいます。

(12) 学校と地域等との連携・協働

「共育コミュニティ研修」「放課後子ども総合プラン研修」「子どもの居場所づくり研修」を実施することにより、地域共育コーディネーターの資質向上や学校支援ボランティアのスキルアップに取り組んでいます。

(13) その他の施策

県内の中学校卒業生徒数の減少や地域活性化の視点から、今後進めるべき再編整備の方向性を示す必要があるため、2016（平成28）年4月に「県立高等学校再編整備基本方針」を策定しました。

基本的方向2 地域の活力を育む人づくり

(1) 家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成

「あったか子育て講座」「みんなで子育て！ネットワーク講座」「家庭教育実践交流会」等の親支援プログラムを通じて、各地域で活動する支援者養成を行い、2016（平成28）年度からは新たに「訪問型家庭教育支援」を実施しています。

(2) 高等教育機関の充実

県では、県立医科大学薬学部をはじめ、新たな大学の誘致や設置を進めています。また、県や地域の課題に応じた学術研究を促進するため、県内高等教育機関との連携を強化し、研究活動を支援しています。県教育委員会では、協定を締結している和歌山大学、近畿大学（生物理工学部）、京都大学、大阪体育大学、和歌山工業高等专科学校、宇宙航空研究開発機構（JAXA）との間において、大学等と県立高等学校との連携事業を実施しています。

基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり

(1) 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興

県及び各市町村やNPO等の生涯学習関連団体で実施している生涯学習関連講座等を「きのくに県民カレッジ」へ登録することを推進するとともに、県民の新規入学を奨励した結果、「きのくに県民カレッジ」の年間講座登録数と入学者総数は、ともに増加しています。また、博物館施設の入館者総数も、2013（平成25）年度と2016（平成28）年度とを比較すると、大きく増加しています。

(2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用

県立近代美術館では、収集活動と調査・研究活動に取り組み、2016（平成28）年度には大規模な特別展「動き出す！絵画」を開催するなど、企画展の充実を図りました。次世代に継承すべき文化財については、市町村と連携・協力し、文化財の指定等を推進するとともに、文化財の修復・修理や防災施設等の整備を計画的に実施しています。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、2016（平成28）年10月24日に追加登録が決定しました。

(3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

2015（平成27）年度に、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会・全国高等学校総合体育大会を開催し、国体では男女総合優勝を達成しました。また、全国高等学校総合体育大会のヨット競技が、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度まで本県で固定開催されることが決定しています。さらに、オーストラリアの陸上チームとカナダの競泳チームが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプを本県で行うことや、本県を含む関西一円でワールドマスターズゲームズ2021関西の開催などが決定しています。

基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり

(1) 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進

学校、家庭、地域が協働して大人も子供も共に育ち育て合う「きのくに共育コミュニティ」の取組を県全体で進めてきました。また、2017（平成29）年度から、地域から学校、学校から地域への互いの要請に応えるため、新たに「きのくにコミュニティスクール」を導入しました。この「きのくにコミュニティスクール」の充実に向け、既存の「きのくに共育コミュニティ」との連携・協働を進めています。

(2) 男女共同参画の推進

男女の役割分担意識改革のために学習の場を設けるなど、広報・啓発活動を行った結果、固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合が増加しています。

基本的方向5 人権尊重社会の実現

(1) 学校における人権教育の推進

人権教育に関わる教育課題や指導方法についての研修等を開催するなど、教職員に対する研修機会の整備を行うとともに、各学校を訪問して、人権教育を推進するための指導・助言を行っています。

(2) 地域における人権教育の推進

市町村の人権教育担当者や社会教育担当者等を対象にした人権教育指導者研修講座や広く県民を対象とした人権教育地方別研修会を開催するとともに、人権教育資料集を作成し、人権教育の普及・啓発に取り組んでいます。また、障害者団体に事業委託を行い、障害のある人の社会参加や学習活動を支援するとともに、識字学級指導者研修会等を開催し、識字教育の普及・充実に取り組んでいます。

第2期教育振興基本計画に掲げた指標の達成状況

以下の一覧表は、計画の終期までに達成する目標と、現時点（2018（平成30）年1月末現在）で把握できる最新のデータを比較したものです。

指標名	基準値（2012）	目標値（2018）	最新値（2016）	
勉強が「好き」「どちらかといえば、好き」と思う児童生徒の割合	小国：52.7% 小算：63.9% 中国：51.2% 中数：53.5% (2013)	5ポイント 向上させる	小国：59.9% 小算：68.6% 中国：52.9% 中数：54.5% (2017)	
授業の内容が「よくわかる」「どちらかといえば、よくわかる」と思う児童生徒の割合	小国：79.6% 小算：80.9% 中国：68.7% 中数：71.8% (2013)	5ポイント 向上させる	小国：83.3% 小算：83.2% 中国：73.9% 中数：72.8% (2017)	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の体力合計点(平均)	〈小学校5年生〉 男子53.9点 女子55.6点 〈中学校2年生〉 男子40.2点 女子47.0点 (2013)	〈小学校5年生〉 男子55.3点 女子56.2点 〈中学校2年生〉 男子42.1点 女子48.8点	〈小学校5年生〉 男子54.5点 女子56.5点 〈中学校2年生〉 男子42.4点 女子49.8点	
子どもの朝食欠食率	0.9%	0%	1.1%	
各市町村の栄養教諭配置割合	43.3%	90%	53.3%	
学校給食における地場産物の使用割合	29.2%	40%	25.7%	
「高校生防災スクール」参加者	1,238人	約7,000人	20,853人	
幼稚園における特別支援教育に係る校内委員会設置率	60%	100%	72.9%	
高等学校における特別支援教育に係る外部相談の活用率	巡回相談	33.3%	50%	50.0%
	専門家チーム	38.1%	50%	22.5%
特別支援教育に係る個別の指導計画の作成率	幼稚園	56.4%	70%	44.7%
	小学校	83.4%	90%	88.7%
	中学校	71.9%	90%	78.2%
	高等学校	16.7%	50%	32.5%
特別支援教育に係る個別の教育支援計画の作成率	幼稚園	30.9%	50%	12.8%
	小学校	41.3%	80%	48.6%
	中学校	33.6%	80%	38.7%
	高等学校	14.3%	50%	27.5%
特別支援学校高等部卒業生一般就労率	15.9%	25%	17.3%	
高等学校卒業時における英語検定準2級以上の英語能力を有する生徒の割合	20.0%	35.0%	29.1%	
「きのくに県民カレッジ」年間講座登録数	804講座	1,050講座	1,311講座	
「きのくに県民カレッジ」入学者総数	5,476人	6,600人	6,255人	
総合型地域スポーツクラブの育成	26市町 55クラブ	30市町村 70クラブ	17市町 41クラブ (2017)	
固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合	53.9%	70%	64.4%(2015)	

(注)小国は小学校（国語）、小算は小学校（算数）、中国は中学校（国語）、中数は中学校（数学）を示しています。